

平成28年第4回 飯塚市議会会議録第4号

平成28年9月20日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第8日 9月20日（火曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（鯉川信二）

これより本会議を開きます。

9月16日に引き続き、一般質問を行います。

9番 兼本芳雄議員に発言を許します。9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。今回は、地域包括ケアシステムの構築について、本市におけるこのシステムの考え方についてお伺いしたいと思います。

地域包括ケアシステムとは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要ではないかと考えております。それでは、本市にはどのような特性があり、どのような施策が必要だと考えられていますか。特に認知症についてお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

御存じのとおり、地域包括ケアシステムは、介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスが一体的に受けられる支援体制のことであり、質問議員が言われますとおり、高齢者各々が住み慣れた地域の特性に応じて構築していくことが肝要であるというふうに認識しております。このため、本市においてもこのシステムの構築に向けまして、地域支援事業の充実策としまして、在宅医療と介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化の4つの施策を中心に関連施策に取り組んでいるところでございます。

本市の高齢者の状況を申し上げますと、平成28年4月現在、65歳以上の高齢者が3万8011人、高齢化率は29.24%で、これは平成27年10月のデータでございますけれども、全国が26.7%、これは28年4月のデータでございますけれども、福岡県が25.7%と比較して、3ポイントから4ポイント高く、高齢化が早く進行しているというふうな状況でございます。

また、認知症高齢者につきましても、本市では、高齢者の約1割程度の方が何らかの認知症の症状があると考えられておりまして、今後、この非常に高い高齢化への対策の1つとして、認知症施策の推進が特に重要になってくると考えております。

このため、認知症施策に関連する事業といたしまして、本市では、認知症サポーター養成講座、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業、認知症の方やその家族、地域住民等が交流できる場所となります。認知症カフェ開設に取り組む団体への助成事業、認知症の進行状況にあわせて、どのような支援を受ければよいかを標準的に示しました認知症ケアパスの作成と更新、そのようなものを認知症の方や家族の支援、及びそのような方々を支える地域づくり、関連事業に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

また、今年度、28年度からは、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制の構築を目的としました認知症初期集中支援事業を実施しておりまして、認知症サポート医を初めとしました認知症初期集中支援チームの配置を行い、認知症の方やその家族に対する初期の支援を包括的かつ集中的に行えるように取り組みを始めたところでございます。

本市の急速な高齢化の状況から申し上げますと、今後もより一層、地域と連携を取りながら、認知症になっても安心して暮らし続けることができますよう、こうした認知症関連施策を継続し推進していくことが重要であるというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

今の答弁をいただきまして、認知症の施策の推進が特に重要になってくるということで、5つの事業を行っているということですが、その施策の中で、例えば、認知症サポーター養成講座、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業、認知症カフェ開設に取り組む団体への助成事業等を実施しているとのことですが、実施後、課題等を検証されていらっしゃいますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

実施いたしましたこの事業につきましては、毎年振り返りを行っております。認知症サポーター養成講座につきましては、毎年、千人程度の方に参加していただいておりますが、特に、27年度は、子どものときから認知症に対する理解度を高めるため、市内の小学校2校で講座を実施しましたが、今年度も継続してほかの学校でも実施したいと考えております。

また、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業につきましては、27年度末の登録者数が61人であったことから、徘徊のおそれのある認知症の方の家族や市民の皆さまに対しまして、この事業についての周知、啓発がまだ十分ではないと考えておりますので、周知方法等について、改めて検討いたしております。

認知症カフェにつきましては、参加された認知症の方の家族からは好評を得ているとの報告がっておりますが、実施団体に対しまして、利用者へのアンケート調査もお願いし、さらに充実させたいというふうに考えております。また、加えまして、認知症カフェのさらなる利用者の増加のため、周知方法等についても、改めて検討を行っておるところでございます。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

それでは、地域ケア会議では、地域課題の把握、地域づくりや資源開発、今後の地域別の施策等が協議、検討され、このシステムの実現のための取り組みが行われていると思いますが、本市においては、どのようなことを行っているのかお尋ねします。

また、介護、医療についての連携はどのようになっているかも、あわせてお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

地域ケア会議につきましては、地域支援ネットワークの構築、ケアマネージャーのマネジメント支援を通じて高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには政策形成につながることを目的としておりまして、地域包括ケアシステムの構築には非常に重要な会議であるというふうに認識しております。

本市では個別の地域ケア会議としまして、自立支援に向けた地域ケア会議と困難事例解決に向けた地域ケア会議を実施しております。自立支援に向けた地域ケア会議は、現在、1カ月に1回のペースで開催しておりまして、要支援の認定を受けた方々に対し、いかに自立に向けた支援を行うかということを目的として、助言者として専門職の方々に参加していただいております。困難事例解決に向けた地域ケア会議につきましては、事案発生時に随時開催をしておるところでございます。

地域課題の把握についてでございますが、こちらも地域ケア会議の重要な役割の1つとされておりまして、その方法といたしましては、先ほど申し上げました、個別の地域ケア会議を積み重ねていく中で、その地域に特有の課題を把握していくこととされておりますことから、その視点でこれまでも個別の地域ケア会議を開催しておりますが、今までの事例におきましては、高齢者の身体的な自立が課題になる案件がほとんどでございまして、地域課題に直接つながるような事例はございませんでした。このため、引き続き個別の地域ケア会議を充実していく中で、地域課題の把握に一層努めたいというふうに考えております。

次に、今後の地域別の施策等と医療、介護の連携についてでございますが、医療と介護の連携につきましては、専門性が異なる多職種が、共通の課題や困難な状況を理解し、共有しながら解決する過程を体得するために協議会の開催や多職種研修会を実施しておりまして、地域課題に対する効果的な医療、介護の連携の実現に向け努力をしておるところでございます。

今後は、地域課題の具体的な把握及び地域資源の開発と分析に、より一層努めるとともに、質問議員ご指摘の各地域の実情に応じた施策の展開を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

地域課題がないということで、私は地域ケア会議を積み重ねていくということは、その地域課題があるからやっていくということではないだろうかというふうに思います。ちょっと一つ、地域課題の件で、例えば、地域課題を把握する方法として、地域ケア会議もその一つであると思うんです。現在取り組んであるということで、これは継続して実施してもらいたいと考えますけれども、地域課題を把握する、その他の手段として、各地域のニーズ調査などを実施することにより可能だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

質問議員のご指摘のとおり、地域課題を把握する方法としまして、ニーズ調査というものは、非常に有効な手段であるというふうに認識しております。

本市におきましても、3年に1回、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するときに、基礎資料とする目的にはございますが、国の日常生活圏域ニーズ調査を準拠しつつ、高齢者の心身状況や生活状況等の実態などを把握するためのアンケート調査を実施しております。この調査結果は、性別、年齢別、地域別の集計も行っておりますが、今申しましたとおり、計画の基礎資料とすることを目的としていることもございまして、地域課題の把握を行うにあたり、直接的に繋がりにくい調査項目も多く、そこから具体的な地域別の課題抽出を分析することが難しい状況にもございます。

このため、直近の調査は平成26年度に実施し、今までの調査においても、調査項目に本市独自の項目を追加した上で調査を実施いたしておりますが、今後の調査におきましては、地域課題の把握に繋がるような具体的な調査項目の検討、追加を行い、地域課題の把握、分析に努めたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

先ほどからの答弁で、確認といたしますか、させていただきたいんですが、例えば、認知症の関係なんですけれど、認知症サポーター養成講座というのを平成21年から行われているわけですよ。認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業というのは、平成25年から。認知症の方やその家族、地域住民等が交流できる場所となります、認知症カフェ開設の事業に関しても、平成27年度からということで、早いものであればもう7年くらい行われているわけですよ。例えば、3万8011人、今高齢者がいらっしゃいますと。そのうち約1割の方が認知症ではなからうかといわれていますということですよね。例えば、それで高齢者徘徊SOSネットワーク事業は61人しかいらっしゃらないと。そうすると、全員が全員ではないとは思いますが、単純にこれを割ると1.6%くらいなんです。そうすると、この事業が本当に必要なかどうかとか、地域課題になるのではないかなというふうに、私は思うんですね。必要であるならば、ではどうやってこの61人をふやしていくのかとか、そういったことを、やはり深く追及していきながら、この施策というのは、基本的にやっぱり行政が主になってやっていくものだと思っておりますので、そういう分析等もしなくてはいけないと思うんですね。

それから、先ほど、認知症サポーター養成講座も小学生のほうにもされてあるということでした。例えば、これも本当に子どもたちに高齢者の方がどういうふうな動きをされるのかとか、自分たちとどう違うのかとか、そういったこともあわせて教えてあげれば、もっともっと子どもたちにも認知症というものがわかってくるのではないのかなというふうに思います。ぜひ、もう少し掘り下げていただいて、地域課題はいっぱいあると思います。地域課題を想定して、今まで行ってきたところから想定して、話し合っていくのか、それとも現状の問題点を解決していきながらやっていくのかとか、いろいろやり方はあると思いますので、地域課題を見つけていただきたいと思います。

次に、地域支援事業への移行について、お伺いします。全国一律の予防給付が、市町村の取り組む地域支援事業に平成29年4月から移行するわけですが、本市における効果的・効率的な介護予防の取り組みの観点から、1次予防事業及び2次予防事業をどのように見直すか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

今質問議員が言われましたように、平成29年4月から介護予防、日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業を実施いたしますが、その中では、新しい介護予防事業は、一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、一般介護予防事業として地域の実情に応じて実施することとされております。本市では、現在の一次予防教室につきましては、一般介護予防事業の介護予防普及啓発事業として継続して実施する予定ということにしておりますが、新しい総合事業の目的でもあります、住民主体の多様なサービスの充実や高齢者の社会参加の促進ということを念頭に置いた、新たな予防教室の開発や既存教室のプログラムの見直し検討を行う必要があるというふうに考えております。

また、二次予防事業につきましては、運動器の機能向上を目的としました「はつらつ運動教室」や口腔機能の向上を目的としました「いきいき健口教室」、この「こう」は「口」ですけれ

ども、それについて、新しい総合事業の多様なサービスの1つとしまして、より効果的、効率的な実施を目指しまして、通所型サービスのメニューに移行することとしております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

それでは、新たな予防教室の開発や既存の教室のプログラム見直しについては、どのようにお考えされてあるのか、お伺いします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

29年度からの介護予防事業につきましては、一般介護予防事業対象者に要支援認定者も対象となっておりまいますため、生活機能における身体状況に違いのある高齢者を対象とした事業を展開する必要があるというふうに考えております。まず、新たな予防教室の開発につきましては、現在、具体的なプログラムの検討に取り組んでおる状況でございますが、先ほど答弁しましたように、住民主体の多様なサービスの充実や、高齢者の社会参加の促進を組み入れた内容の予防教室の実施を念頭に検討しております。既存の教室のプログラムの見直しにつきましては、現行の運動機能向上を目的とした教室では、対象者の身体状況が多様になってきますことから、運動の強度、負荷の強さに着目しまして、運動の負荷の度合いが軽度の教室、中度の教室、強度の教室と、選択肢が広がるような教室への見直しへの含め、検討しております。

また、今後、認知症予防は一層重要視する必要があるものと認識しておりますことから、認知症予防教室の開催数をふやしまして、音楽を活用した教室においても、レクリエーション要素の強い運動を取り入れた内容への見直し等や、そういうものを検討しておりますが、参加する高齢者の方が生活に取り入れやすい工夫や、継続して実施できるようなプログラムを組み立てていきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

この事業は、平成29年4月から始まるわけですね。今まだ検討をされているということで、早急にそういった見直し等をしていただけるように要望いたします。

次に、情報公開制度についてお尋ねします。地域包括支援センターの公表を行うことにより、自宅を中心に地域で自立した暮らしを送るための介護サービス以外の地域資源が一体的に把握できると思います。そこで、地域包括支援センターが入力した情報を市町村が公表する仕組みをつくってはどうかと思うんですが、本市の見解を伺いたいと思います。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

現在、飯塚市の地域包括支援センターの情報に関しましては、市のホームページに掲載しておりますが、市民の皆様に対してもっとわかりやすい内容にすべきであるとして、随時、内容変更や見直しを行うこととしております。

また、平成26年の介護保険法の改正において、利用者が介護サービス事業所や介護保険施設を比較、検討して適切に選ぶための情報を、都道府県が提供する仕組みであります、介護サービス情報公表制度の見直しが行われ、システムで公表されております、介護サービス事業所の情報に加え、地域包括支援センター等の情報についても当該公表制度を活用しまして、市町村が地域包括支援センターの事業内容や運営状況に関する情報を公表するように努めるとして定められたところでございます。平成27年10月から、このシステムに市町村による公表が可能となりま

したが、公表状況がごく限られた市町村のみであったことから、今年6月に県が県下の自治体に一斉調査を行いまして、情報を集約した後に、県がシステムに掲示することというふうになっておりました。しかしながら、今のところはまだ掲示されておきませんので、県に問い合わせしている状況でございます。

飯塚市としましては、先ほども申し上げましたように、市のホームページやサービス情報公表制度等、利用できる情報発信システムは、今後も積極的に利用していきたいというふうを考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

今、地域包括支援センターというのは4つあるんですかね。将来的には12になるということでしょうか。結局、地域包括ケアシステムというのは、30分以内に病院であったり、介護施設であったり、支援センターであったり、いろいろなものが30分圏内で回っていける地域をつくりましょうということであるわけですから、私はやっぱりそこに住んである方に、どこに何があるのかということがわかりやすいような情報公開をするべきではないかというふうに思います。今のところ、全部ができてはおりませんし、できれば今後行っていく上で、ぜひそのあたりを考えていただいて、情報公開をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは次に、本市における高齢者の介護予防施策について、お尋ねします。世界でも日本は高齢化のスピードが一番早く、特に2025年には、現在の高齢者を支える社会構造が騎馬戦型から肩車型になるといわれています。人口減少のこの日本で高度成長は望めませんが、豊かに生きていく術を考えることは大事ではなからうかと思っております。元気な高齢者にずっと元気でいてもらうための施策を、本市において考えることが重要だというふうに思うんですが、本市としての見解を示していただきたいと思います。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

質問議員が言われますように、超高齢社会の中、社会構造自体も大きく変化しております。このような状況において、本市でも元気な高齢者にいつまでも元気でいてもらう施策の実現は必要不可欠であるというふうに考えております。飯塚市では、従来から要介護状態になり得る状況の方々を対象に、市民の皆さんが集まる身近な公民館等で、地域と連携して各種介護予防教室等の取り組みとしていきいきサロンや、生活機能維持、向上に努めるための教室として運動教室や音楽教室を実施してございまして、これらは高齢者の引きこもりを予防するという観点から、継続すべきであるというふうに考えております。今後も、より多くの市民の皆さんが介護予防に関心を持ち、自らが介護予防に参加していくという仕組みづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

今、日本の国家予算なんですけれど、約97兆円です。社会保障給付費というのは全部入れると、約115兆円と、国家予算よりも負担率が大きくなっているというのが現状です。今後も、この社会保障給付関連経費は増加していくということは安易に予想されます。その対策として、元気な高齢者の第2の人生をどのように考えるかがポイントではなからうかというふうに思っております。そこで、本市として考えるべきは、元気な高齢者の心身の虚弱予防をすることではないだろうかというふうに思います。つまり、フレイル予防といわれている予防対策ですが、まず、このフレイル予防とはどのようなことかをお伺いします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

このフレイルとは、虚弱という意味でございまして、健常な状態と要介護状態、日常生活でのサポートが必要な状態の中間の状態のこととございまして、多くの高齢者は健常な状態からフレイルの時期を経て要介護状態に至るといふふうになっております。フレイルは、動作が遅くなったり転倒しやすくなったりするなど、身体的な衰えがありますが、その最も大きな原因の一つが筋肉の衰えでございます。

高齢になるにつれて、筋肉が衰える現象をサルコペニア（加齢性筋肉減弱症）といいまして、筋肉の衰えは栄養不足、転倒、骨折、認知症になるリスクを高めるため、フレイルの状態を早期に発見し、早期に対応することで要介護状態に至るのを防ぎまして、健康寿命を延ばすと、そういうことができるというふうになっております。このため、フレイル予防では、栄養、運動、そして社会参加という、この3つの柱をバランスよく実践することが大切であるというふうになっております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

今答弁いただきました、このフレイル予防ということなんですが、この施策は私は必要ではないのかなど。今後、やっぱり元気な高齢者の方は元気でいていただくということも必要ではないかというふうに考えますので、本市として、このフレイル予防が施策として必要であるかないかということに関しては、どのように思われますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

フレイル予防につきましては、介護予防の取り組みの重要な要素の1つになると考えておりますので、本市におきましても、現在実施しております介護予防事業に加え、フレイル予防事業の実施を検討しているところでございます。現在、千葉県柏市や神奈川県茅ヶ崎市におきまして、市民のための、市民の手によるフレイル予防事業ということで実施されておりますことから、事業内容等の資料をいただき、実施状況等も含め、調査、検討を行うとともに、市内の医療機関で行われましたフレイル予防に関する講演会や講座等にも積極的に参加しているところでございます。このフレイル予防は、内容的にも先ほど介護予防事業の見直しの部分で答弁しました、住民主体の多様なサービスの充実や高齢者の社会参加の促進といった重要な要素を含んだものと認識しておりますので、そうした先進地の実施状況や手法等を十分に参考にさせていただき、実施に向けて取り組んでいきたいというふうと考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

先ほど部長の答弁にもありましたように、この予防には健康でいるための3つの要素があるといわれています。1番目は食べることです。これは、孤食、1人で食べるのではなくて、みんなで楽しく食べましょうと、共食で食べることが大切だといふふうに言われています。2番目が運動をすることです。3番目、私はここが一番大事だと思うんですけども、社会とのつながりを持つことといふふうに言われております。1番目、2番目に関しては、現在、本市におきましても施策が実施されているというふうに思います。3番目、社会とのつながりを持つことということに関しては、まだ不十分ではなかろうかというふうに思いますが、本市の見解をお伺いします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

高齢者が心身ともに健康で、かつ充実した生活を送るためには、生きがいがづくりが大切でございます。生きがいの内容は人により異なるわけですが、社会とのつながりを持ち、自分自身の居場所を持つことが必要でございます。そのためには、引きこもりがちな高齢者の居場所づくりを進める必要があり、趣味や交流の場の拡充を図っていくことが重要であるというふうに考えております。

このため、元気な高齢者が持っている豊富な経験や知識、技能を活かしたボランティア活動や、今質問議員が言われましたフレイル予防事業の展開を含めた高齢者が行う、シニアサポーター制度を調査、研究し、高齢者が積極的に社会参加できるような仕組みづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

私も先日、柏市のほうに地域包括ケアシステムを見に行かせていただきました。柏市のほうはこのフレイル事業も行われているということでしたが、小学校の読み聞かせに高齢者の方が参加する。それから、保育園の子どもたちが昼寝をするときに見守り隊として活動されてあると。ほかにはどういうことがあるのかということを知りたいのですが、やはり基本的にはシルバー人材センターがメインになっていて、今のところまだ皆さんに公表できるような部分というのはないということでした。その辺はいろんな意味で考えていかなくてはいけないのではなかろうかと思いますが、先ほどから言われています、引きこもりの老人というのがやはり一番問題ではなかろうかというふうに思います。引きこもりの要因というのは、出かける理由がない、出かけるのが面倒である、出かけるのが怖いということで引きこもりになるというふうに言われているみたいです。こういう形のフレイル予防施策等やってみるところで一番大切なところは、出かけたくなるモチベーションづくりを、モチベーションをつくり出すことではなかろうかと思っております。ぜひ、高齢者の方々が積極的に参加できるような仕組みをつくっていただきたいと思っております。

この質問は最後になりますけれども、地域福祉政策の目的は、高齢者や障がい者が安心して暮らせることのできる地域社会をつくることです。そのためには、地域活性化の視点を持ち、地域住民がお互いに支え合い、助け合う意識を醸成することが必要となります。つまり、住民の力を地域福祉に生かす方策をつくるのが大切だと思います。地域包括ケアシステムの構築は、範囲が広すぎて本当に大変だとは思いますが、ぜひ行政が主体になって地域をマネジメントする視点を持って構築してほしいということを深く要望して、この質問を終わらせていただきます。

次に、生活困窮者自立支援制度について、お尋ねします。本市における生活困窮者自立支援について、この支援とはどのようなことかをお伺いします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

まず、生活困窮者という定義でございますが、これは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者、具体的に申しますと、現在、生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者というものでございます。そしてこの制度は、平成25年12月に生活保護法改正とあわせて、生活困窮者自立支援法が成立、27年4月から施行され、生活困窮者の自立支援に取り組むものとされたものでございます。

この生活困窮者支援法は、それまで制度の狭間に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を強化するものでございまして、対象者は、失業者、多重債務者、ホームレス、ニー

ト、引きこもり、病気や障がい等のさまざまな要因により経済的に困窮されている方々が想定されておりまして、これまで十分でなかった生活保護受給者以外の生活困窮者に対する第2のセーフティネットが拡充されたというふうに認識しております。地域社会で複雑な課題を抱える生活困窮者を支援するためには、さまざまな支援メニューが必要となるため、包括的かつ分野を横断する取り組みが不可欠となってきており、福祉行政に携わる所管課だけではなく、各関係機関や団体等と連携をとりながら取り組んでおるところでございます。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

それでは、本市における支援と成果についてお伺いします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

本市では、穂波庁舎1階に生活自立支援相談室を設けておりまして、専門相談支援員を配置し、相談者が抱えるさまざまな問題や課題に対し、その状況に応じて、日常生活の自立、経済的な自立、社会的な自立が可能となるように、相談に対する助言、指導を初め、支援プラン作成や就労支援業務、各関係機関へのつなぎを行い、相談者の包括的な支援を行っております。

次に、成果でございますが、平成27年度実績としまして、年間相談受付件数が162件、このうち相談者への支援が決定するまでの緊急的支援措置を行ったものが61件、これは具体的には社会福祉協議会の生活福祉資金貸付や本制度の住居確保給付金へつないだものや、直接、就労支援を行った結果、就労に至ったものがございます。それから、この制度の本来の業務であります、相談者へのアセスメントを経たうえでの支援作成プラン策定に至ったものが43件、そのうち個別具体的に相談支援を行った結果、目標達成等の理由により支援の終結に至ったものが20件ございました。なお、支援プラン作成該当者を含めて就労に至ったケースは19件でございます。今後とも、連携体制の強化や相談室の充実を図りまして、生活困窮者への支援を継続していきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

今答弁いただきました162件のうち、緊急的支援措置が61件と。あと43件が相談者へのアセスメントを経た上での支援作成プラン策定に至られたということで、そのうち目標達成等をされた部分が20件あるということですが、あと19件が、今現在就労に至ったということですね。そうすると、成果としてはかなりいい成果なんではないでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

これがいい成果かと言われると、まだまだ努力しなくてはならないと、まだ見落とししているところもあるのではないかなというふうに考えております。しかしながら、この相談室自体に来られる方そのものに関しては、きちっとした対応を行っていると思っておりますし、日ごろから周知活動も行っておりますので、そこら辺のところはそういうふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

それでは、本市の課題と今後の施策についてお伺いしたいんですけども、今、お話しありましたが、全ての生活困窮者が支援を受けているというふうには考えていらっしゃるのでしょうか。

か。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

先ほども申し上げましたが、この法律の対象者は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者とされておりますが、相談を受ける上では対象者を限定しない仕組みになっているところが本制度の特徴でございます。このため、あらかじめ対象者を把握していないのが実情ではございますが、現在、生活自立支援相談室は、相談内容を限定することなく、さまざまな幅広い相談を受けるワンストップの窓口としておりまして、相談内容によっては、さらに専門的な関係機関等へつなぐ場合もございますが、包括的に対応することを基本としております。このようなことから、今後も相談支援を希望される方、生活自立支援相談室に来室される方は多数おられるというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

生活困窮者には、地域から孤立している、複合的な課題を抱えているという人も多くとして、こういった方々の対策も掲げられていますけれども、本市ではどのような施策を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

不安定な雇用形態や失業、低収入などにより生活に困窮している方や、病気や障がいといった心身の問題、学習機会の喪失による知識や技能の不足が原因で、働きたくとも働けず、やがて地域社会から孤立してしまった方など、生活に困窮している方は仕事の問題だけではなく、心身の問題、家庭環境の問題、生活環境の問題などを複合的に抱えているという場合が多いというふうに認識しております。

本市の生活自立支援相談室では、これらの問題を包括的に対応し、相談者にはその状況に寄り添った支援を心がけて行っております。まずは、相談者本人や家族など当事者及び周囲の状況と課題を分析、把握し、解決のための必要な支援を探っていきます。そのために、本市では相談支援員としまして社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、就労支援キャリアカウンセラーの有資格者を配置しておりまして、複合的な問題にも円滑に対応できる体制をとっております。

また、これまでの経緯から、相談者の多くにメンタルヘルスに起因するものが関連しているということがその特徴として挙げられるために、本市では、先ほど申しましたように臨床心理士の資格を持つ相談支援員による分析や課題の把握とともに医療機関を視野に入れた業務を推進しておりますことから、このところは本市の取り組みとしては特徴的な対策というふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

今、ご答弁いただきましたが、相談者の多くにはメンタルヘルスに起因するものが関連しているということは、飯塚市の生活困窮者自立支援センターの中で現状把握をされているということで、非常に重要なことではないかというふうに思っております。

そういったところを全部、今答弁いただいたところで考えますと、一番のポイントとしては、生活困窮者の見える化というのが大切ではないかというふうに考えます。そこで、支援を必要とする生活困窮者から、制度、機関へのアクセス、逆に制度、機関からの困窮者へのアクセスの難

しさがあられるのではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

自立に向けた支援を必要とする方々の把握につきましては、福祉行政を担当する所管課や生活自立支援相談室だけで行うことは困難であることから、行政内の医療、子育て、教育、市民相談窓口等の関係部署との情報共有や連携体制を強化することが不可欠でございます。このため、現在、関係部署担当者間の連携会議等を開催して取組の強化を図っておりまして、それぞれの部署で支援が必要と判断されたり、複雑な悩みを抱えた方が確認されれば、生活自立支援相談室を紹介したり、直接つなぎますシステムをとっております。

また、この制度の円滑な実施に向けましては、関係機関などとの連携も不可欠であることから、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会を初め、ハローワーク、若者サポートステーション、70歳現役応援センター、シルバー人材センター、人権啓発センター、障がい者生活支援センター、障がい者就労施設等との支援、連携関係を日ごろから築くとともに、地域ぐるみの支援体制構築に努めているところでございます。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

それでは、次に、地域にさまざまな制度や機関がある中で、住民への周知が不十分なまま、縦割りの弊害も懸念されますが、本市の見解としてはどうでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

従来から、生活保護は福祉事務所、就労支援はハローワークや職業訓練機関、ニートや引きこもりは若者サポートステーション、障がい者は障がい者生活支援センター、高齢者の問題は地域包括支援センター、子どもに関することは、児童相談所や教育機関が担うなど、それぞれに対応する部署や機関があり、個々に果たすべき役割は非常に大きなものでございますが、質問議員ご指摘のとおり、確かに1つの部署や機関だけでは複合的な問題や課題を相談に応じることは難しく、根本的な解決に至らないことが考えられます。

このため本市では、この生活困窮者支援制度を、地域における各分野の相談支援事業やさまざまな制度のハブとして取り組むことによって、支援を円滑に進め、総合相談体制を構築して対応しているというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

今の部長の答弁では、生活困窮者の見える化のためにいろいろなところと連携しながら、そして、生活困窮者支援制度をハブとして取り組んでいくということですね。ぜひよろしく願いいたします。

私、個人的な意見なんですけれども、私はもう一つ、見える化として必要なのが、必要というか提案といいますか、暮らしに困っている人たちへの食糧支援を行うフードバンクの活動が、今日、広まっていると聞いています。このフードバンクとの連携によって、今まで見えなかった困窮者の実態把握が可能になると思われそうですけれども、どのように思われますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

当初、この生活困窮者の制度に関する事業を始めるにあたりまして、どのように生活困窮者を見極めるかということが大きな課題でございました。まずは市報、ホームページ等で概要をお知らせし、あわせて案内チラシ、リーフレットの作成と配布、各自治会長会や民生委員児童委員協議会等の団体へのご理解、ご協力をお願い、その他関係機関への個別の協力依頼、市役所内の課長会議を初めとした全体会議での協力依頼等、連携、協力体制の整備には努めてきたところであります。

質問議員が申されておりますフードバンクの活用につきましては、昨今、福祉ボランティア活動の一つとして、ニュースや新聞等マスコミも頻繁に取り上げられておりまして、その即効性やメリットは認識しておりますが、今後、既存の団体の現状、実態の情報や、本市における課題や問題を整理し、福祉施策としての活用を調査、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

今、そのフードバンク、新設団体は福岡県はあまりないようなんですけれども、全国をみるといろいろあります。新しくできた新設団体の大半は、今自治体と連携していることが多いそうです。結局、支援センターを利用して、そこに生活に困った人が相談に訪れるので、そこからフードバンクに活用するというので、静岡の「フードバンクふじのくに」という団体は2015年度中に、前年度の倍以上となる食糧を支援したそうです。もう1つは行政のほうの支援依頼に、行政側のメリットとしまして、相談に足を運んでも、行政は何もしてくれないという印象を持たれがちだったのが、まず、食糧を渡して相談を受ければスムーズに支援できるようになったというのが一つです。もう一つは、フードバンクと支援センターが連携していますから、フードバンクで支援を求めて来られた方に、直接支援センターの方が相談を受けるという形で、この方が今現状どのような問題があって困っているのかということがわかりやすいということで、今、そういう形の連携というのが非常に全国では多くあるみたいなんです。ぜひ、よければ考えていただければというふうに思います。

それとあともう一つ、情報公開の活用もお願いしたいなというふうに思っております。これができるかどうかはちょっとわかりませんが、コンビニの休憩室みたいなものが、今多くございます。そういったところとか、あとは、公共交通機関の待合室ですかね、こういったところに情報を置かせてもらうのも一つの手段ではないかと思うんですね。皆さん忙しいんですけれども、こういうところにいらっしゃる時って案外、自分の時間がある、ゆとりのある時間なので、そういうものが見えやすいのかなというふうに思います。そういったことを活用することにより、ぜひ生活困窮者の見える化というものを行ってほしいと思っております。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。11番 守光博正議員に発言を許します。11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は2つの項目についてです。最初に被災者台帳「被災者支援システム」の導入・運用についてですが、あの阪神・淡路大震災からも

う既に20年がたち、5年前には東日本大震災、そして熊本震災から5カ月が過ぎようとしています。被災された皆様や、被災地の復興は現在もお厳しい状況が続いております。地震だけではなく、今回の台風での岩手、北海道での強風と豪雨による土砂及び河川の氾濫等で、また多くの命が失われました。全国的にそのような状況の中、各自治体としてやるべき対策は山積していると思います。市民の安全、安心を守るための行政の責任及び対応が、今後大きく問われるのではないのでしょうか。もしも大規模な自然災害が、ここ飯塚市に起きたときに、直ちに被災者を救護、支援し、迅速かつ的確な復旧、復興作業を行うことが今の飯塚市のシステムで大丈夫なのか、今回を期にチェックするとともに、考える時期に来ているのではないのでしょうか。

そこで、災害時に被災者を支援するシステムとして「被災者支援システム」というのがありますが、御存じでしょうか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

兵庫県の西宮市が阪神・淡路大震災で被害を受けた際に、市の職員みずからが被災者を支援するシステムを構築したもの、これをさらに東日本大震災での被災者支援業務対応を反映した汎用ウェブシステムとしてリニューアルされ、地方公共団体情報システム機構から無償で公開、提供されているシステムでございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今部長の答弁のとおり、この被災者支援システムは、1995年に発生した阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けました兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、被災者支援システム全国サポートセンターから無償で公開、また提供されております。このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく、被災者を中心に据えている点です。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これをもとに罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。これによって被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。要するに、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能となるほか、被災者が何度も申請を行わずに済む等、被災者の負担軽減にもなります。大変に実用性のあるシステムだと私は考えております。

そのようなシステムですが、本市は現在、そのシステムを導入されているのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

先ほど申しましたシステムを導入するに当たっては、インストールキーというのを申請して、各自治体がインストールを行い運用することになります。無償で提供されるシステムということですので、本市も平成23年8月にインストールキーの申請を行っておりますが、初期設定費用や住基システムとの連携費用が別途必要ということもありまして、導入を見送った経緯がございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今の答弁ですと費用が必要なので導入を見送ったという経緯ということですが、費用等についてはまた後でお聞きしますので、次に現在、全国的には900を超える自治体が、先ほど部長が言われましたインストールキーの発行を受けていると聞いておりますが、他市の導入状況はどこ

まで把握されているか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

公開されている情報では、平成24年9月末現在でインストールキーの発行を申請された800以上の自治体のうち、214の自治体が導入されているとのこと。現在は900以上の自治体がインストールキーの発行申請をされておりますが、導入団体数は、その後は調査されておられませんので不明でございます。また導入自治体名も公開をされておられません。ただ県内では、糸島市が平成23年度に導入されたというふうに聞いております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

それでは次に、近年、東日本大震災や広島土砂災害、また熊本地震等大規模災害のみならず、災害が多発する中、被災者台帳の作成の認識は全国的に高まりつつありますが、その作成については必ずしも進んでいるとは言えません。内閣府が平成26年度に全市町村を対象に、被災者台帳の導入実績、また今後の導入予定について調査され、被災者台帳調査業務報告書が出されています。その報告書には、被災者台帳の必要性、台帳の形式ごとの利点や課題、また、先進事例などがまとめられていますが、その報告書を受け、飯塚市はどのように対応されたのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

この調査の目的といたしましては、地方公共団体における情報の共有化等を進め、適切な被災者支援及び地方公共団体の事務の効率化、迅速化を推進するものであります。本市の回答といたしましては、災害発生時に被災者台帳の作成が可能となるように、エクセルで様式を作成済みというふうに回答しております。被災者台帳の準備をしていない自治体が80.64%ほどありましたので、必要性は認識をしているところでございます。

台帳の形式ごとの利点、課題について少し説明させていただきますと、エクセル等の形式の利点といたしましては、コストがかからない、特別な研修を要しないなどがあります。課題といたしましては、データマッチングが必要などが挙げられます。またシステム形式の利点といたしましては、処理能力が高い、他部署との連動も可能などがあげられまして、課題といたしましては、操作スキルの習得が必要、初期導入費用、ランニングコストがかかるなどが挙げられます。以上の要因に先進事例などを踏まえた本市の現時点での検討結果でございますが、以前と同様、現状のエクセル形式での被災者台帳で対応することとしております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今の答弁ですと必要性は認識しておりますということで、しかしシステムよりも今までどおりで市としての判断は大丈夫なので、今のところ導入はされないということです。ここでもコストがかかるか、かからないかが一つの判断基準になっているように私は感じて、若干ちょっと残念なのですが、私がこの被災者台帳調査業務報告書を見る限り、エクセルとシステムを比較した場合、利点についてなのですけども、エクセルは一般的な災害を予想しての対応が可能であり、システムについては、先ほども言われておりますように、阪神・淡路大震災の教訓を受けて、職員の方がつくられたシステムでありますので、これまで全国で起こってきた大災害の現場の要望等を受けた情報も、この中で加味されてつくられているので、エクセルもすばらしいんですけども、

私が考えますと、比較にならないほど数段いいのではないかなと思います。

このシステムについては、最後に詳しく述べさせていただきますので、次に行きたいと思いますが、次に大規模な災害が発生した場合は、多くの被災者はさまざまな手続が必要になると思いますが、飯塚市の被災時の窓口体制や、それに伴う手続内容は現在どのようになっているのか、またその場合、被災者にはどのように情報を発信していくことになるのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

平成21年7月に発生いたしました水害発生時の対応を例にとって申し上げますと、被災者からの相談、罹災証明の発行、その他被災者への支援等に関する受け付けを1カ所で行う、いわゆるワンストップ窓口のようなものを設けております。窓口で受け付けをする項目につきましては、罹災証明の発行以外に、各種救済制度として、融資、見舞金の受け付け、これらが4項目。税、料金等の減免受け付けが7項目。市営住宅への入居あっせんなどのその他の受け付けで4項目の計16項目の対応でございました。被災者への周知につきましては、まず、被災者支援策一覧表を、「被災者救済制度のお知らせ」として作成いたしまして、自治会長さん等を通じて被災地の住民の方へお配りしまして、あわせて市のホームページにも掲載をしております。その後8月になってから、市職員が持参して災害見舞金の一斉配付を行っております。その際にも、先ほどの被災者救済制度のお知らせを一世帯ごとにお渡しをいたしております。今後、大きな災害をこうむった場合は、同様の対応をしていこうかというふうに現時点では考えております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今の答弁の中にワンストップ窓口を設けたということですが、それを行ったことで、何か問題点とか課題がありましたら、お知らせください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

当時担当した職員に聞きますと、特に問題はなかったように聞いております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

それでは、大規模災害時の対応では問題なかったということなのですが、スムーズに行うためにも、これまで災害時対応の大規模災害ですよ、そういった災害の研修の実施などを行うに当たりマニュアル等は市で今現在つくっているのか、もしあればお答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

先ほどご説明しましたようにワンストップ窓口を設定したり、そういったことはやっておりますが、特に支援についてのマニュアルというのは、今のところありません。支援の研修というのは、特に項目立ててはやってはいません。災害対策全般としての研修は行っております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

大半の自治体はこれまで激甚災害等の経験はないとは思いますが、大規模災害時に何が必要か、またどのような情報を誰から誰に伝えなければならないのか具体的にイメージすることというの

は困難なことだろうとは思いますが。その上に被災者の方々は心も体も疲れ切っている中を、相談及び申請に来られます。平常時の各窓口の対応とは状況ははるかに違うと私は考えております。だからこそ、日ごろからの研修等、今回、水害とかさまざまですけど、今全国的に起こっている大規模な災害等が起こったときに、本当に研修等を災害時に対応する分を行わなくてもいいのかなということ、ちょっと私としては疑問に思っております。ぜひとも今後起こり得るであろう、起こるかもわからない災害に対して事前の備えというか、人間はどうしても平常時であればさまざまな対応ができますけども、何か起こったとき、自分も災害にあったときに本当にやっぱりそれがスムーズに行くのかということはまだまだわからないことがありますので、できれば起こったときの研修等もやっていきたいということ要望として挙げておきます。

次に、被災者の対応をより確実かつスムーズに行うためには、この被災者支援システムが私は必要だと感じております。必要経費等も含め、本市の導入に対する今後のお考えをお聞かせください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

まず、このシステムを本市のほうで導入する場合に必要な経費を申しますと、初期設定、それと住基システムとの連携構築、サーバー1台分の費用で約300万円となります。あとは運用の方法にもよりますが、作業する端末などの経費と導入後の保守点検料とかの運用経費が必要となってまいります。今回この質問を受けまして、以前検討した経緯はございますが、再度費用対効果等について調査、研究は行いたいというふうに思います。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今部長の答弁で、飯塚市がこのシステムを仮に導入した場合に費用が約300万円かかるということですが、300万といえは簡単な費用ではないとは思いますが。ちなみに私がいろいろ調べたところによりますと、ここは町なので、市との比較には、ちょっと幅があると思うのですが、奈良県の平群町というところがありまして、飯塚市が出した費用よりも半額以下で、現在導入をされております。この平群町というところは、先ほどから出ております被災者支援システム全国サポートセンターのセンター長を務めております吉田稔センター長が、取材に対して、システムキーは900を超しているのですが、その中で導入、運用されているところが約200弱なのですが、その中でも素晴らしいという評価をされて言われている分があるのですが、このセンター長いわく「いつ災害が起きても運用できる体制になっている。住民基本台帳データを連結し、毎日更新するシステムとなっているのは、全国でも平群町だけだ。これができたのは、システム構築を業者に丸投げにすることなく、職員が主導権を握り、住民の人命第一で、一つ一つ作り上げた結果だ。全庁挙げての職員研修も実施しているからだ。」と評価をされております。

この平群町役場の電算、そちらの公明党議員をとおして住基系の担当からいろいろ情報をお聞きしたところ、この方いわく、被災者支援システムは公開用のシステム設計時からなるべく経費がかからないように配慮して設計されており、ソフトウェア面においては、全て無償のものを使用しているため、必要となる経費はハードウェア、データ作成及び運用経費の3点であるということで、ここは平群町なのですが、されているのが導入経費、ハードウェア分、平成21年当時なのですが、サーバー本体1台、これはハードウェア保守5年、無停電電源込みということで、20万円。操作用ディスプレイ1台20万円。これは必須ではないということでありました。導入経費として、データ変換プログラム、住基データ変換、一式40万円。これも平成21年当時なのですが、要支援者データ変換、一式50万円。これは平成26年なのです。運用

経費といたしましては、バージョンアップ等は職員で行うため、所要時間として約5分ぐらいだということで、サーバーの電気代のみということで、これを全て合計しましても130万円。ディスプレイは必須ではないということで、110万から130万円程度でできているということでもあります。先ほど言いましたけども、市と町では若干違いますけれども、ぜひ、この部分も踏まえた上で、先ほど部長のほうも費用対効果についても研究していきたいということですので、しっかりとここを踏まえた上で、研究、また検討していただきたいと要望しておきます。

先ほどの質問でも触れましたが、被災者台帳業務報告書には、このシステムを導入された自治体の事例が掲載されており、この中には平群町は入っていないのですが、そこをよく分析、導入された自治体と本市の相違点も踏まえて、今後の検討資料にさせていただきたいと思えますし、県内にも導入されている自治体先ほどちょっとありましたけども、そこも連携していただき、そこだけではなくて全国にある公表されているところとは、できれば情報交換などをしていただきたいと思えますけども、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

先ほど申し上げましたように、県内では、糸島市が平成23年度に導入をされていますので、導入の経費や運用状況について聞き取りを行っております。地方公共団体情報システム機構は、導入団体を非公開にしておりますので、独自に導入団体を調査するとともに、被災者台帳調査業務報告書の先進事例集には8つの市町村が紹介されておりますので、これらの自治体に対して、必要性、効果などの情報収集を行いたいと思えます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

最後に、担当課の人と情報交換をする中で、その方が導入に当たっての目的とか検討とかさまざま実際にされておりますので、効果とかいろいろ言われているのですが、その中で、目的としては、全ての人を大切にということで、災害発生時に自治体職員に求められる身体的、精神的負担は相当なものであり、情報システムの導入で少しでも事務に係る職員の負担を軽減できれば、職員の過労死など二次災害を防ぐとともに、人間にしかできない被災者のサポートに、より多くの職員を割り当てることが考えられる。また、災害発生時のみ行う業務の円滑な執行ということと、また過去の知識の継承ということで、この点において西宮市が開発された被災者支援システムは、阪神・淡路大震災を初め、東日本大震災など多くの激甚災害において、それぞれの自治体から出された要望を受けて改良を続けられたものであり、システムの内容を検証するだけで、先達の経験からのみ得られる貴重な知識に触れることができるということを目的として、検討に入るに当たって一つ、この平群町も注意された分らしいのですが、一つは、よくある間違いに、被災者支援システムは、防災担当者の使うシステムでしょうということがありますということで、全職員が防災担当者であるという前提であれば、間違いはありませんが、この認識が間違った状態でシステムの導入の検討を行うと、今後も継続して検討してまいりますという結論になるということで、被災者支援システムは地域防災計画に定める職務を行う全ての職員の業務を助けるものであり、実際には、ほぼ全ての部署で使用するという前提で導入をすべきであるということで、この方も言うておりました。

導入されている地域、導入されていない地域、さまざま全国的にあるのですが、昨年の広島で起きた土砂災害、また今回熊本で起きた地震、そのときにはシステムの導入、キーだけだと思えるのですが、それがされていたにもかかわらず、運用が適切になされなかったために、いざというときに十分使えなかったということで、広島市は現在このサポートセンター支援のもと、しっかりと運用を適切に行っているということでもあります。

以上のことを含めまして、先ほども言いましたけども、やはり一番は、飯塚市民の人命を、起きてはいけないのですけども、もしも大きな災害が起こったときに、迅速にさせていただくために、今回私が提案させていただいた部分を、しっかりと検討していただきたいということをお願いして、この質問を終わります。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

では次に、健幸支援・対策についてお聞きします。飯塚市は、健幸都市をこれまで目指してこられました。いろいろな機会、また一般質問においても、同僚議員がこれまで質問をされております。その多くは健幸都市の考えに賛同し、今後の進展に大きな期待をされたものですが、私も今後ともしっかりと支援、協力、またいろんなことを発言していきたいと思っております。

健幸都市を目指す市長が言われてから、まだ3、4年かと思われませんが、新しい取り組みがこれまでになされ、健幸都市というのも定着してきた感があります。しかし、まだまだ終わりではなく、まだこれからだと考えております。市政の両輪の片方であります私たち議員としても、さらにこうしたいいのではないかと、こうすれば健幸都市に近づくのではないかとといったアイデアもご提案したいし、市長を初め担当職員の皆様には真摯に実現に向けて検討していただきたいと考えております。

それではまず初めに、健幸都市の取り組みについてご答弁を求めます。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

健幸都市いづかの取り組みにつきましては、今後高齢化がますます進展する本市が、高齢化社会になってもなお、元気で活力のあるまちであるためには、元気な生き生きとした高齢者がたくさんいるまちをつくる。そのために、健康寿命の延伸を図ることを目的に、各種事業を行っております。それらの事業は、およそ平成25年度より始めております。

平成25年度には「健幸ウォーキング」、「ウォーキング教室」等、ウォーキングの定着を図る事業等9事業に、6376人の方が参加をいただいております。また、26年3月にはいづか健幸都市基本計画を策定し、今後5年間の健幸都市に向けての取り組み方針を定め、以後、実践をしてきております。平成26年度からは、新たに「新飯塚駅前健幸ひろば運動教室」、「12地区ウォーキング教室」、「12地区推奨ウォーキング設定事業」、「ウォーキング拠点整備事業」、「シンボルマーク制定事業」、「健幸ポイント事業」、「健幸プラザ愛称募集事業」等8新規事業を展開し、算定可能な事業だけでも1万148人の方の参加をいただいております。さらに27年度におきましても「健幸プラザ事業」、「働き盛り世代出前健幸講座」、「イオン穂波店健幸都市啓発事業」、「勝盛公園ウォーキング事業」等11の新規事業を展開し、算定可能な事業だけで3万7224人の方の参加を数え、計画前年度の25年度に比べまして、約5.8倍の参加者の増加をいただいております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今の部長の答弁をお聞きして、これまでやってきた部分で、数的に見ても大変参加者の数も伸びております。市としてはこれまでの結果を、どう分析されているかお答えください。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

今回の参加者の増加につきまして、潜在的に健康志向を持った市民の方が多いいものだというふ

うに考えております。ある程度の年齢になりますと、誰しも健康への不安が生じるものと思いますが、通常それを実行する機会がなく、現状維持の方が多いと思われれます。しかし、市が健幸都市を標榜し、積極的に新規に教室等、機会を創出したことと、広くPRを行ったことによりまして、潜在的な健康志向の市民の方々が行動したことによるものというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

言い方が適切かどうかわかりませんが、健幸都市は、需要と供給が合致した施策であるかと言えらると思います。それでは、今後の展開はどのように考えているか、お聞かせください。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

今後の事業展開につきましては、これまでは市職員による直営事業を行ってまいりましたが、職員数には限界がございます。既に直営での新たな事業は限界かというふうに考えております。そこで、健幸推進委員等を育成し、市民レベルでの健康意識の定着、市民レベルでの健康づくり事業の実施や、若年層や健康無関心層への健幸都市の定着が大きな目標になるかというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

市民レベルへの定着に関しましては、自発性が必要だと私も考えております。となると大変時間と労力が伴うものだと考えられます。しかし本当の健幸都市には必要ではないかと思っておりますので、しっかりと今後も取り組みを続けていただきたいと思っております。

次に、先ほども報告がありました、健幸ポイント事業について伺います。健幸ポイント事業は、平成26年度から開始されたとのことで、私も昨年9月に、見附市の例をとって質問をいたしましたけれども、これまでの取り組みと現状について、説明をお願いいたします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

本事業は、市民が行う健康づくりにつきまして、ポイント制度を創設することにより、市民の皆様の主體的な健康づくりを応援するとともに、市民一人一人の健康づくりに対する契機となることを目的といたしております。

概要でございますが、3つのポイントがございます。まず1番目に、健康づくりの目標を立て、実施した場合1ポイント。2点目に、特定検診やがん検診などの健康診査を受けた場合1ポイント。3点目に、市が実施する教室やイベントに参加した場合1ポイントといたしまして、3ポイントを獲得した後に、はがきに必要事項を記載の上応募していただき、抽選で記念品を差し上げております。実績につきましては、平成26年度は269名の申し込みがあり、27年度では328名の申し込みをいただき、各年度、抽選で200名の方に記念品をお渡しいたしております。平成28年度につきましては、現在実施中で、記念品としては、ミニ電動歯ブラシ、電子体温計、万歩計、LED回転式ルーペを準備いたしております。9月8日現在の応募数でございますが、54人ということです。今後、教室の実施やイベント実施時などの応募を見込んでおります。本年度につきましては、健康づくりを目的とした公民館事業を対象事業に追加しており、周知啓発に努めてまいるところでございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

現状では紙媒体の応募ということで、この点が普及啓発をしにくい要因の一つではないかと思えます。パソコンやスマホからの応募ができるなど、電子化は今後必要ではないかと思えますが、いかがなものでしょうか。また、昨年9月議会でも私言いましたけども、先進地の見附市などは成果が出ているようですが、飯塚市ではどのように考えているか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

申されますように、先進地ではIC化によって成果を上げているとの報告がなされておりますが、本市ではそこまでは至っておりません。導入にはかなりの投資が必要になると見込んでおります。そのため、何らかの財源確保が必要と考えるところでございます。また、導入費用とは別に、運営費も必要になるかと考えられます。導入をする場合、長期に安定的に運営する必要がございます。そのためには長期的な財源の確保も必要になるかというふうに考えられます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

ご答弁のとおり、財源については課題があるとは思いますが、健幸ポイント事業は、長く事業を継続することで、市民の皆さんの健康度は確実に上がるものと思えますし、そうすれば市の医療費は軽減でき、社会福祉に充てる費用を健康づくりに充てることのできる。このような好循環を生んでいけると思えます。ぜひ導入していただきたいと私は思っております。しかし、現実的には今の制度を進展させることも考えなければなりません。今後はどのような展開を、市としては考えておられるのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

平成27年度健幸ポイント事業応募はがきの中で、アンケートでは6割の方が、健康づくりに取り組むきっかけになるというふうに答えられております。複数の市が参加した健幸ポイント実証事業のアンケートで、ポイントプログラムへの参加動機を尋ねましたところ、1位の「健康の保持・増進」に続き、2位が「ポイントがもらえること」でございました。また、インセンティブが運動継続に影響するか聞いたところ、7割以上の方が影響すると回答いただいたとの記載がございました。事業の規模は異なりますものの、健康づくりの契機にはなっていると判断しているところでございます。今後は、事業の目的である無関心層の取り込みに向けまして、新規応募者をいかにふやしていくかが大きな課題であるというふうに考えております。ポイント対象事業を拡大すること、記念品内容の見直し等を行い、機会を見つけて周知する等、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

本年度より健康づくりに関連のある公民館事業への事業対象拡大も行いましたので、地道ではございますが、希望のある公民館に出向かせていただき、事業の周知啓発も実施することといたしております。健康マイレージ等につきまして、企業の方が来所されて説明を受けておりますので、これらにつきましても情報として取り入れてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

昨年ちょっと触れましたけども、昨年は応募しても全員に景品が当たらないという状況の中で、予算的にも少ない予算の中で、限られた中でやっていただいているということで、今もその現状が続いているということで、ちょっと視点を変えて、見附市でも寄付制度がありました。こ

ういうイベントに参加して健康になることが、自分自身に与えられる一番最大のご褒美ではないかなという考えのもとに、ご提案なのですけども、例えば、これまで3ポイントが最大ですけども、これに大人の方が参加して、ポイントを貯めて、貯めたポイントを未来ある子どもたちのために寄付するとか、学校とかさまざまですね。逆に今度は子どもさんたちが、これまで頑張ってきた高齢者のおじいちゃん、おばあちゃんたちのために寄付をする。そしてここに一つ加えていただきたいのが企業、団体等、そういったところで、団体とかで多くまとめて参加していただいて、その方たちが集めたポイントを寄付していただくという、そういうボランティア精神というか最大のご褒美は、イベントに参加して歩いているいろいろなことによって、自分が健康になることが最大のご褒美で、そして、そうやって貯めたポイントで、市のため、子どものため、また高齢者のために、しっかりと使っていくという、これだったらお金もそんなにかからないと思いますし、参加賞ぐらいは市長にはもっともっとちょっと予算を上げていただいて、いい商品をつけていただくということをお願いいたしまして、さらに今の事業を、これからはずっと継続していただき、いろんな知恵を出していただいて、今回私が提案したことも多少入れていただいて事業を推進していただきたいということをお願いして、この項の質問を終わらせていただきます。

次に、昨年6月議会でコンビニ検診について、私は伺いました。1年ちょっとたちますけれども、健幸都市の実現には、医療の力、特に予防医療が私は必要だと考えています。その後1年以上たちましたけども、どうなりましたかお答えください。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

現在、がん検診につきましては、イオン穂波店で年度内での実施に向けまして協議中でございます。胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診については飯塚医師会と、子宮頸がん検診、乳がん検診につきましては、すこやか事業団様との調整も含め、実施に向けた調整を行っているところでございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

実現に向けてさらに努力をしていただきたいと思っておりますし、コンビニというか、この公共施設外での検診、今イオンということが出てきましたけども、これが実現すれば、先進的な取り組みにもなりますし、飯塚市はすばらしいことをやっているなという市民に対するアピールもできますし、飯塚市のさらなるイメージアップにもつながると思っておりますので、ぜひともやっていただきたいと思っておりますし、その可能性はどのくらいあるか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

実施に向けましては、相手方の理解を得、さらにスペースの問題やスタッフ人員などを調整する等、事前準備が必要でございます。今回のようにイオン穂波店で実施について、市のがん検診事業の周知啓発のよい機会となります。場を提供していただく企業のイメージアップにもつながるかというふうに考えております。そのために実現性は高いというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

早い時期に実施されることを、この場で強くご要望いたしたいと思っております。また、お願いしたいと思っております。

さて、がん検診といえば、私ども公明党が求めていたピロリ菌検診対策ですが、ピロリ菌の検

査の実施、助成をこれまで求めておりましたが、なかなか実現しておりません。その後、実施に向けて検討はされたのか、また自己負担による検査結果はどのようなものか把握していればお答えください。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

平成27年より飯塚市の集団がん検診の場で、飯塚医師会検診検査センターにおいて胃がんのできやすさをチェックする胃がんリスク検診が開始されております。飯塚医師会検診検査センターよりご報告をいただいた27年度の受診の状況は、総受診者数が64名。判定結果でございますが、A判定が42名、B判定9名、C判定11名、D判定2名ということでございます。

また、飯塚医師会検診検査センターにおいて、その後の受診状況について把握されましたアンケート結果では、回答者数が46名、回答率は71.9%ということでございますが、内訳は、A判定が30名、B判定が6名、C判定8名、D判定が2名ということでございます。医療機関の受診者数は8名で、Bが2名、Cが5名、Dが1名ということです。このうち除菌をされた方につきましては、7名ということでございます。

申し上げましたとおり、胃がん検診リスク検診の機会に64名の方が受診をされ、結果がB、C、Dの方が22名おられたにもかかわらず、医療機関を受診された者は8名と少数であったとの報告を受けております。我が国では全人口の50%、40歳以上では70%、50歳以上の年齢層では80%以上の感染率があるといわれ、ピロリ菌の感染が長くなると胃がんになりやすい萎縮性胃炎になるとも言われております。除菌対象となるB、Cの方にはぜひ医療機関を受診していただきたいと考えておるところでございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

なかなか、これまでいろいろ取り組みをしていただきましたけど、今のお話を聞くと実現が難しいように感じておりますが、若干ちょっと視点を変えて、検査結果は結局3割程度の方は除菌が必要な方、7割はピロリ菌がないということです。ならば、この3割の方が除菌をすれば、胃がんの発症率は格段に低くなるわけであります。ならば、この3割の方に除菌をさせることが、一番効果があるということになります。そこで提案ですが、検査結果で除菌が必要とされた方を対象に、除菌費用を助成してはいかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

質問議員言われますとおり、約3割の方は除菌が必要な方でございます。内視鏡検査と除菌治療が勧められますのは、BとCの20名の方でございます。ご提案は、胃がんリスク検診の結果のピロリ菌がいた場合の除菌までにかかる費用を助成してはということのお尋ねかと思えます。この点につきまして、市町レベルで医療行為そのものの負担を軽減することになるので、考え方の整理も必要になってくると思えますが、もし可能ということであれば、市としてはあくまでも除菌にかかる医療保険適用分の一部を助成するというやり方になるのではと考えておるところでございます。

ピロリ菌がいた場合の医療費を試算してみますと、胃内視鏡検査に約1万1400円。除菌実施に約9千円。除菌できたかどうかを確認するための尿素呼気テストに6300円程度かかると聞いております。現在、ピロリ菌の除菌も医療保険の対象となっておりますので、一般的な3割負担で計算いたしますと、1万円程度の自己負担になるということから、これを助成することで、多くのピロリ菌保菌者を除菌できるというふうに考えております。これは非常にターゲットを絞

った効果的ながん対策になるとも考えられることから、私どもも現在検討しているところでございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員にお知らせいたします。発言残時間が3分を切っておりますので、よろしくお願いたします。11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

最後になりますけれども、実現すれば、これも新たな取り組みになるかと考えております。除菌助成の例は、調べたところ、全国でもまれなようであります。先ほどの試算額を合計すると約2万6700円程度治療費がかかって、これを保険適用で3割負担すると約8千円。多少ふえたとしても1万円くらいになります。1万円を助成すれば自己負担はなくなり除菌しやすくなる。先ほど22名中8名しか受けなかった方が、22名全員が受ければ、医療費の削減にもつながっていくと思います。結果として胃がん患者が大幅に減少するわけです。以前もお話ししたと思いますが、年間に胃がんを発症する人は約15万人、そのうち約5万人の方が現在尊い命をなくされております。胃がんにかかる年間の医療費は約3千億円とも言われております。ピロリ菌検診を全額助成したとしても約400億ぐらいで済むという試算になっております。今回提案している除菌が必要な人に全額負担したとしても、国レベルですけれども、400億円以下だと。そんなにかからないと思いますし、飯塚市においても、その負担額は胃がんを発症してかかる医療費に比べれば、わずかなものだと考えられます。そうであるならば、健幸都市にぴったりの政策ではないかと思っております。ぜひとも実現をしていただきたいと、このことは強くご要望させていただきます。

これまで伺ってきたように、健幸都市は、誰もが認める飯塚市にとっても必要な政策だと思っております。健康になって文句を言う人はいないと思っております。だからこそ市長はこれまで健幸都市を目指して頑張ってきたのだと思っております。私もこれからも、いろいろな案を出して飯塚市のために頑張っていきたいと思っておりますし、今日提案させていただいた部分をしっかりと検討課題に入れていただいて、実現を目指していただくことを最後に強くご要望申し上げて、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。8番 宮嶋つや子議員に発言を許します。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。通告に従い、一般質問を行います。

第1は、穂波東中学校区小中一貫校通学路の安全確保についてです。来年4月開校予定で、楽市小学校、平恒小学校、穂波東中学校の3校が統合される小中一貫校が建設されています。1点目は、旧国道201号線についてです。平恒小学校の位置に新校舎が建設されております。楽市小学校の子どもたちの多くが旧200号線、県道瀬戸飯塚線を横断することになります。横断する場所は何カ所ですか。それぞれ何人の子どもが渡るようになるのですか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

まず、横断する箇所でございますけれども、これは通学路については、ほぼという形で、現在開校準備協議会のほうで協議検討なされておりまして、その案というものが教育委員会のほうに示されております。それに基づいてお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、旧国道200号線につきましてでございますが、横断する箇所につきましては4カ所というふうにまずは捉えております。それから、その人数についてでございますけれども、これについては小学生が256人、中学生が127人、383人。これは私どものほうで、この学校区統合によりまして開校時点でどのくらいの生徒数があるかということ把握いたしまして、地図上に落とし、通学路に照らしたときに、シミュレーションをして出した数値でございますが、現在そのように想定しております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

それぞれ何人かというのをお尋ねしているのですけれど。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

人数でございますが、これはすみません、小学校と中学校、総数でお答えさせていただきたいと思えます。

まずは、天道よりのほうからになりますけれども、寿司屋と思いますが魚城の前ということで、ちょっと目標物がわかりにくいのですが、ここが68人。それから、新道の交差点ということでございまして、これは何と申しましょうか、楽市小学校の正門を出て真っすぐ進みますと、信号機が設置してあります。そこでございまして、68人。それからENEOS山口石油前が109人。穂波支所前が138人という状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

それぞれに総数で383人ということですから、子どもたちは行ったら帰ってくるわけですので、朝夕で766人の子どもたちが、ここを横断することになります。旧200号線は、この子どもたちが通学するときに何台の車が通るのか、調査していますか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

旧国道200号、県道瀬戸飯塚線の交通量でございますが、これは平成22年度の道路交通センサスの調査、これに基づきますと、ダンプなどの大型車を含む上り下り合わせた数で、午前7時から午後7時までの12時間で6202台、通学時間帯でございます午前7時から午前8時までは476台となっております。ただし、平成25年12月11日から、この一貫校開校に向けて、先ほど申し上げた開校準備協議会、特にその構成メンバーとして自治会の方にも入っていただいております。そういうふうな方々の働きかけもございまして、警察のほうでの措置でございますけれども、平成25年12月11日から瀬戸交差点から穂波支所前交差点までの2.6キロメートルの区間は、大型貨物自動車などは午後9時から翌朝9時までの夜間通行止めとなっております。この影響で約1割減少したというふうに考えておりまして、午前7時台の通学時間帯においては、交通量は430台ほどと捉えております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

430台ということですが、これは交通センサスとおっしゃいましたか、他人が6年も前に調べたものです。市や教育委員会は調査したことはないのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

教育委員会のほうで調査したことはありません。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

やっぱり6年前なんですよね。車の量も変わっていると思います。私は、3日間なかなか朝のその時間に行けなくて、いわゆる山口石油の前と新道の交差点、この2カ所で立って車を数えてみました。天道方面から飯塚方面に向かう車だけでも500台を超える車が走っています。曜日だとか日にちとかで違ってくるのでしょうかけれども、大体500台を超えた車が走っていました。一番最初に魚城とおっしゃいましたけど、楽市公民館の交差点ではないかなと思うんですけど、ここの信号機が、青信号がこんなに短いかなと測ってみてびっくりしたのですけれど、18秒しかないのですよね。もし子どもたちが渡るとしたら、丁字になっていますから、右折する車が走る、その間を縫って、車は止まるでしょうけれども、18秒の間に子どもたちが渡らないといけません。次の新道の交差点は、押しボタン式の信号機で、変わるのかなと思うぐらい、押してから1分かかって、1分長いですね、1分かかってやっと青信号になりました。青信号に変わって渡れる時間は16秒です。だからボタンを押さないで車がきれるのを見計らって渡っているという方もいらっしゃいました。この青信号の時間、これでいいのか検討が必要だと思います。山口石油のところは信号機がなく、踏切方面から出てくる車も多くて、子どもたちが道を渡るために、まず安全なスペースが必要です。こういうことで市の見解を伺います。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ただいまご指摘がありました、横断の時間が少ないということですが、実はこの件に関しましても、先ほどご指摘のありました楽市公民館前の丁字路でありますが、もともと信号機はございませんでした。それを、この開校準備協議会のほうで協議をいたしまして、自治会、学校、PTA、そして教育委員会合同で各方面、平成24年末から要望活動を続け、設置が実現したものでございます。もともとはなかったものでございますけれども、用地の問題等もございまして、なかなか今まで実現できなかったところでもございまして、それを今回このような行動で実現することができました。また、このような自治会あるいは学校のほうから教育委員会のほうへ出された要望についても、信号機については2カ所ございました。今申し上げた、楽市公民館前の丁字路が1つ、ここに新設をしてください。そしてもう一つが楽市小学校の前と言われましたけれども、今確かに押しボタン式の信号機でございます。これをいわゆる普通の自動的に切り替わる信号機へ設置をお願いできないかというご相談も受けまして、両面合わせて関係方面、ここは県道でございますので、県道整備事務所、そしてまた警察にもお願いをしましておるところでございます。現状ではそういうことで、一つは改善ができましたけれど、もう一つについてはまだ実現ができていない状況でございます。時間が短いということにつきましては、また今後、警察のほうにも見解をお尋ねしたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

ぜひ現場を見ていただいて、子どもたちの目線で改善をしていただきたいというふうに思いま

す。

2点目は、JR福北ゆたか線の踏切についてです。旧200号線を渡った子どもたちは、この踏切も越えなければなりません。3カ所渡るそうですけれども、朝の通学時間帯に何本の列車が通過するのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

時間帯ということでございます。午前7時から8時までの1時間で、お答えさせていただきたいと思っておりますけれども、上りにつきましては4本、下りにつきましては5本の合計9本となっております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

私は11本通ると思っていたのですが、違いますか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

詳しくご説明いたしますと、登りは7時2分、19分、45分、54分の4本となっております。下りは7時3分、11分、25分、37分、59分の5本ということでございます。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

わかりました。3カ所、それぞれどの踏切なのか、それぞれ何人の子どもたちが通るのか、把握されていますか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

3つの踏切でございます。申しわけございません。それぞれの横断者の数というのは現在数字を持ち合わせておりません。箇所といたしまして、まず1つが、穂波庁舎のすぐ近くで五差路がございますところから、郵便局の横を通過して踏切がございます。ここが1カ所でございます。それから、もう1カ所が、先ほどお話ございました楽市小学校の前から真つすぐ突っ切って行きますと、踏切に突き当たります。そこが1カ所。そして、もう1カ所でございますけれども、先ほど話しました魚城のところから行く道にある踏切という3カ所でございます。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

その3本の踏切には遮断機、警報機がありますよね。それで歩行者用の通路はついていないのではないかと思いますか、いかがですか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

確かに言われますとおり、遮断機につきましては3つともございます。そして、このいわゆる通学区域内を見てまいりますと、5つの踏切がございます。その中で地域、学校、教育委員会ももちろん入りまして協議する中で、やはり最優先は両側歩道のある踏切、これがよろしかろうということなのですが、先ほど申し上げました穂波庁舎横の五差路から入る踏切、ここの1カ所し

か残念ながらございません。ここがそういうことで歩道付きの踏切でございます。あとの2カ所は、歩道はついておりませんが、ただほかにも歩道の付いた踏切はございますけれども、自動車の交通量当たりを勘案いたしまして、歩道を優先するよりは、交通量の少ない踏切を選択したという状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

遮断機がおりたときには、車も当然止まるわけで遮断機が上がったときは両方から車が入ってきて、車との離合などで、特に小さい子どもたちにとっては危険ですし、雨の日なんか傘を差したりということもありますので、やはり歩道の確保はぜひやっていただきたいというふうに思います。市の考えを伺います。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

なかなか踏切の改善というのは時間がかかるというふうには認識しておりますが、通学の状況を把握いたしまして、先ほど申し上げました道路管理者並びにJRも含めまして、お願いをしていきたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

まだ、子どもたちがあまり渡っていないので、なかなか難しいと思いますけど、ぜひその辺、考えていただきたいというふうに思います。

3点目は、その他の危険箇所について、危険箇所点検などが行われたと思いますが、先ほどもちょっと話があったんですが、どのような改善が行われているのか、これから行われるのか、教えてください。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

協議会の中でいろいろと検討していただいて、特に要望がありましたのは、先ほどご紹介いたしました信号機の2カ所の設置、改良でございます。それから、もう1つありましたのは路側帯のカラー舗装ということで、緑色に道路が塗装されておりますが、そういうものを学校周辺、通学をする際に利用するために、カラー化を進めてもらいたいという要望を受けております。おおむね、このような内容でございますけれども、カラー舗装化につきましても、開校までには改善をしていただけるような予定になっております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

はっきりとした通学路がまだ決まっていないということで、用水路がある所だとか、側溝にふたがない所とか、そういうのがあるんじゃないかなと思います。ぜひそういうのとか、あとは街灯の設置、今から先、ちょっと暗くなるから、高学年とかになると遅くなったりすると思いますので、その辺もぜひ含めて検討していただきたいと思います。子どもの安全、命を守るためにあらゆる手だてを尽くしてください。

通学してくる子どもたちの安全のために、現在どこの学校区でもボランティアによって交通誘導をされているようですけれども、本当に危険だという認識のもとに、市の責任でこの4つの交差点、3つ踏切に誘導員というのを配置すべきではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

答弁を求めます。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

一番最後の部分でございますけれども、まずは子どもたちへの交通安全教育ということが大切だと思っております。これは学校側の取り組みだというふうに考えております。それから私どもが開校準備協議会を設置いたします目的につきましても、やはり学校と教育委員会だけでこのような児童の安全な通学の確保ということはなかなか実現できるものではございません。そういうことで、地域の皆様やPTAのご協力をいただいて、今言われますようなご心配な点、指導に当たっていただくというようなことでの協力もお願いすること、これが人的な安全対策を行う上で必要なことではないかというふうに考えております。それから、もう一つは照明施設の件もご指摘がございましたが、この点につきましては、基本的に穂波東中学校区そのものは動いておりませんので、通学につきましては、必要な箇所については今までも手を打ってきたとは考えておりますけれども、さらに地域の方々ともご協力をいただいて、照明についても配慮を今後も続けていきたいというふうに考えております。それから、通学路についてまだ決まっていようだがということでございますが、通学路の決定については学校のほうで行うということで、学校の体制ができ上がっておりません。それに先立って、当然学校の意見も十分聞きながら、通学路の設定をしておりますが、確定には至っておりませんのでそのような表現をさせていただきました。ほぼこれで間違いなからうとは思っております。その通学路に基づいて整備をできるだけ実現できるように努めていきたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

やはり子どもの命にかかわることですから、あくまでもボランティアの方々にもし何かあったときは責任を取れませんよね。そういう意味ではやっぱり子どもたちに国道、踏切を横断させるという教育委員会、飯塚市の責任として、やはりそこをもうひとつ検討していただきたいというふうに思います。

小中一貫校づくりで、新たに400人近い子どもたちが旧200号線とJRの踏切を越えなければならない。子どもたちを危険にさらすことになる。この責任は、市と教育委員会にある。このことが子どもたちの安全確保に万全の取り組みが求められております。ということで、この項を一つ終わりたいと思います。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

第2は、赤坂調整池計画と土地取得についてです。赤坂地区に調整池をつくるという飯塚市が手に入れた土地は、鉛及びその他の化合物が基準値を9.33倍も上回って検出されました。一部掘削しただけでも鉛、蓄電池の破損したものを初め、自動車解体物など撤去すれば8億円もかかる膨大な瓦れきがたっぷり埋まった土地を購入し、土壌汚染対策法による手続もろくにしないまま2億円をつぎ込みました。市は費用がかさむという理由で工事を中止しました。今回の赤坂調整池の計画は赤坂地区から嘉麻市鴨生地区への雨水流入を抑制するためとの説明でした。そして、工事が始まりました。私は6月議会で赤坂調整池計画の全体像を明らかにするために第三者による調査を求めましたが、副市長は何か人為的に不正があったということでは決していない、調査の必要はないと答弁されました。多くの市民は驚き、怒っています。

そこで、1点目は、赤坂調整池計画についてです。その必要性について聞きたいと思います。嘉麻市から平成19年1月、平成21年11月の2回、要望書が出ています。この要望書の中に

は、ぜひ調整池をつくっていただきたいということが書いてあるのかどうか、お尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

要望内容につきましては、調整池ということで要望が上がっております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

ちょっと認識が違うのではないですか。要望書を読み上げてください。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

一つが、平成19年1月16日付の要望書でございます。平成15年7月19日の集中豪雨で嘉麻市鴨生地区において大規模な浸水被害が発生した。その原因は近年の旧庄内町赤坂地区における住宅団地の開発により嘉麻市鴨生地区への流入が増大したことが考えられ、嘉麻市として可能な限り対策を講じてきたが、解消には至らず、旧庄内地区において浸水対策を講じてほしいが一つでございます。それと平成21年11月13日付でございますけれども、これにつきましては、平成21年7月24日から26日にかけての集中豪雨では、鴨生地区において約220件の家屋の浸水被害が発生しており、今後対策に苦慮している。以前から要望しているとおり飯塚市において有効な対策をお願いしたいという内容でございます。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

今の文書の中に、調整池という文言は入ってないんですね。違いますか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

確かに具体的に調整池という内容の記載はございませんが、現地を見る限り、鴨生地区、当然赤坂地区も含めたところの中で浸水対策を効果的にする方法としては、調整池というところで認識をした中で、答弁をさせていただいております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

それは、飯塚市の考えであって、要望書の中に書いてあるかどうかということをお尋ねしたのです。書いていないということを確認しておきます。

その要望書を受ける形で平成25年3月、鴨生地区浸水対策にかかる協定では、第1条で、平成22年飯塚市防災（浸水）対策基本計画にのっとり、調整池を新設するとありますが、この基本計画はいつつくられたのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

土木建設課長。

○土木建設課長（今井 一）

基本計画につきましては、平成23年の3月で制定しております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

平成22年度飯塚市防災（浸水）対策基本計画ですよ。23年ですか。文書があるのですが、調べてください。

○副議長（松延隆俊）

土木建設課長。

○土木建設課長（今井 一）

平成23年3月でございますので、平成22年度になります。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

はい、ごめんなさい。22年度、3月ということですから、23年になるのでしょうか、飯塚市防災（浸水）対策基本計画というのは、平成22年7月14日からの集中豪雨を踏まえてということが書かれておりますけれども、そこには赤坂地区調整池新設事業として調整容量1万立方メートルとなっています。この容量はどこで計算したのかお尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

土木建設課長。

○土木建設課長（今井 一）

この基本計画を制定するに当たり調査をいたしまして、概算ではございますけれども、その地に約1万トンの調整池が必要だということでの制定でございます。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

前は、今回調整池をつくるに当たって、水利計算を行って、この数字を決めたというふうな答弁がありましたけど、その前からこの広さ、大きさ、容量というのは決まっていたわけですね。それから下流の嘉麻市における水路の拡幅、かさ上げなどの水害対策を考慮して、それとリンクして行ったのか、お尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

今回現地の中で、水路を全体的に改修する方法とかも当然あろうかと思えます。ただ、飯塚市の行政区内で何ができるのかということの中で、調整池と飯塚市に流れております河川の改修という形でコンサルのほうと協議した中で、設計を上げております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

水路の工事というのは、だいたい下流からやっていくものですよ。その辺の嘉麻市とのやりとり、そういうのをきちんとやっているのかどうかというのを思います。

2点目は、土地の取得についてですが、契約行為の決裁権はどなたでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

契約は市長名でしておりますけれども、決裁は、副市長だったと記憶しております。

○副議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時36分 再開

○副議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。土木建設課長。

○土木建設課長（今井 一）

失礼いたしました。この財産の取得についての執行伺につきましては、市長決裁で受けております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

もちろん最後は市長名でしょうけれども、全て市長で決裁が行われるのですかね。土地の売買契約書には、今回のように産業廃棄物が出てくるなど、特別なことが起きたときに、契約解除をする責任、こういうものが書いてありません。この場合、特記事項を書かなくてもいいよという判断をする責任者はどなたですか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

今回契約の中に、いわゆる瑕疵担保責任のことを言われているんだろうと思いますけども、飯塚市が現在用地買収等々を行っております契約の中には、瑕疵担保の条項はございません。今回この様式にのっとり契約をしたものでございまして、責任等々についての云々というのは今のところ持ち合わせておりません。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

もともと買ってとんでもない土地であっても、契約してしまったらしょうがないと、決裁は市長がしているから、そう意味では市長の責任ということになるんですかね。いいですか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

契約上の中の瑕疵担保の部分を入れてないというところについては、先ほど申しましたとおり、瑕疵担保の条項を入れておりませんので、今後の部分については、いろいろな議論があらうかと思っておりますけども、今現在としては瑕疵担保の条項は入れておりません。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

過去にも一切こういう条項は入ってないと、だから考えてもなかったということですかね。いいですか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

全ての契約案件の内容等について、私どもで確認はしておりませんが、私ども都市建設部で用地購入を、過去に購入してきております契約書については、瑕疵担保条項というのは入っておりませんでした。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

必要はないから入れなかったのか、もともと全てに瑕疵担保責任というのを加えるつもりがなかったのか、その辺がとても曖昧だと思うんですね。こここのところ、もう少しちゃんと説明してください。ほかの課ではわかりませんがというようなことがありましたけど、ほかの契約ではそういうのが載っているという事実があるのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

先ほど申しましたとおり、市の統一様式でございますので、瑕疵担保の条項については入っていないというふうには認識をしておりますが、ほかの契約案件全てについて、我々都市建設部で把握をできておりませんので、先ほどのような答弁にさせていただいております。

○副議長（松延隆俊）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

財産に関する処分の方は管財課が所管しておりますので、私が変わってお答えいたします。先ほど答弁いたしましたとおり、通常今の契約書の中にはそういった瑕疵担保責任をいれるような形での契約は今まで行っておりません。先ほど質問者がおっしゃるように、それは今後、課題もあると思いますので、検討させていただきたいと思います。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

以前からそういうのがなかったということですね。瓦れきが出てきて、鉛が基準値の9.33倍も出てきた。こういう問題が出てきているのに、契約解除の規定も何もない。こういうことでは市民は納得できません。

3点目は、第三者による調査チームの設置と実施についてです。今回の調整池づくりに必要な土壤汚染対策法の手続を説明してください。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

土壤汚染対策法では、土壤汚染状況調査について次のように規定がされております。法の3条、調査義務について、有害物質使用特定施設の使用廃止時に、その土地の所有者に土地の調査の義務が発生いたします。また、その結果を報告する義務が規定されております。次に、調査命令、法4条の1項に土地の形質変更の届け出義務がございます。同2項に、その届け出により当該土地が土壤汚染のおそれがあると県が認めるときは、命令により調査を行い、その結果を報告する義務がございます。また、法5条、調査命令につきましては、土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあるときは調査命令により調査を行い、その結果を報告すべきとされております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

土地の形質の変更をする場合、3千平米以上の場合は届け出を出さなければならないというふうになっていると思うのですが、事前に行うべきこと、添付すべき書類はどんなものがあるのか、お尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

今質問議員言われますように、3千平米を超える際には、県のほうに届け出が必要ということで、今回届け出の部分はありませんので、詳細については把握できておりませんが、県のほうに位置とか場所、そのあたりを含めて、届け出をするというふうな認識でございます。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

3千平米以上の土地を変更する場合は、届け出を出さなければならないのではないのですか。今回の場合、工事着手の30日前までにこういう書類をつけて県のほうに届けを出すというふうになっていると思うのですが、やってないということですか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

今質問議員言われますように、今回届け出は行っておりません。これにつきましては、現場のほうで、契約後、業者が施工するために試掘をまず行ってあります。その中で廃棄物らしきものが出たもので、県のほうに相談に行っております。その中で正式な届け出というのではなくて、まずは、法に基づく試験を行ったほうが良いというふうな指導を受けまして、手続上については本格的に工事が着工するときには届け出を行うように指導を受けております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

試掘というのは何ですか。第1工区、第2工区工事、契約をちゃんと結んでいるわけですよね。その広さはちゃんと3千平米以上あるわけですよ。それなのに、本来はその工事が始まる30日前までに届け出を出さないといけなかったわけでしょう。試掘というのはいつから出てきたんですか。最初から、工事が始まる前に試掘をやるというふうには決まっていたのですか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

現場で着工する中で、当然届け出を出す部分はあったのかもしれませんが、届け出を出しても、この地に何が事業として、工場としてあったとかというのが現実的に分かりませんでしたので、結果的に現場に入った中で土質的に有害らしきものがあるというところで、県のほうに相談に行った中で、まずは、土質試験調査を法に基づいて行ってくださいというふうな指導を受けて、手続をしているという状況でございまして、法に基づく事前の届け出については、現場が本格的に今後着工する中で届け出をするようにというふうな指導を受けているという状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

行政というのは、法律に基づいて仕事をやっていると思うんですよね。土壤汚染対策法というのがあって、3千平米以上の土地を、形を変える場合は届け出ないといけない。工事はちゃんと契約を結んで着工したわけですよ。たまたま工事をするために掘り始めたら出てきた。試掘だから、3千平米以上なかったから、これはいいですよというのを県と飯塚市でなあなあでやっているわけですよね。これは法律違反じゃないですか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

県のほうの指導のもとに行っておりますので、今後何かあれば、また県のほうの指導に従いたいというふうに思っております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

試掘と言われるのであれば、何か埋まっているかもしれないから試し掘りをしたということで、この試掘というのは捉えていいのですか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

当然、試掘という中では、工事の流れの中が当然ございますので、その中で、機械が入って現地にある程度の機械資材等々も入った中で、そういうふうな形で、ある程度掘った、試掘という言い方をしておりますけれども、そういう中で出てきたという状況でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

誰も理解できないのじゃないですか。本来、届け出もしないで、この工事を始めたということが本当に間違いだと思いますよ。届け出を出さなくてもいいという判断をされたのはどなたですか。

○副議長（松延隆俊）

執行部、答弁できますか。都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

今回の件につきましては、当然、工事事業計画等々も含めまして、我々都市建設部のほうで事業をしております。その中でこういうふうな土壤汚染対策法に基づく届け出等々について、当然私どものほうで所管をしておりますので、今回このようなことについて、当然、県のほうの指導という形があったにせよ、当然、私どもの所管の中で、今後のことも含めまして県のほうの指示を仰ぎたいというふうに思っております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

結局、掘り出したら出てきたから、その後どういう応急処置をするかというところへんなのですけど、やっぱり法律にのっとってきちんと届け出をしなかった。この法律を御存じないということはないと思いますので、ここからは絶対にそういう汚染物質とかいうのが出てこない、こういう判断をされたから、届けも出さないで済むだろうという判断だったのではないかと思いますけど、その判断の責任者は重ねて聞きますけれど、どなたですか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

先ほども申しましたとおり、都市建設部のほうで所管をしております事業でございますので、私のほう、都市建設部長でございます。それでもう一つ、3千平米の届け出というのは、当然、県のほうに申請をいたします。その中で、その地に過去、事業として何がされていたかどうか、当然県のほうである程度、土壤汚染に対応する土地であるのかという情報は県のほうを持たれています。今回この土地を、結果として出てきましたけれども、何も調査も行わず、県のほうに出した中では、どのような見解があったかというところについては、県のほうもこの土地の状況につ

いては把握ができておりませんので、調査に至ったかどうかというのは、現場を着手した中では同じような結果になったのではないかというふうに思っております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

結果論で、もともと県が情報を持てなかったから聞いても一緒だったという話なのかもしれませんが、法律にのっとってきちんとやって、もし県が情報を握っていて、こういうものが出てきたらどうなるんですか。部長の責任で、この8億円をどうかするんですか。本当に無責任と思いますよ、きちっと法にのっとって順序立てて、それはやっぱり事前に届け出しても、原因とか瓦れきが入っているというのがわからなかったかもしれないけれども、万が一、それでも順序立てて、きちんと調査をすべきだったというふうに思います。手続に基づかないのでしょうか、土壌汚染状況調査というのは、いつされましたか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

平成26年12月1日から平成28年3月31日までの間で、土壌地歴調査等の調査を行っております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

どのぐらい土壌が汚染されているのか、市があわてて調査を行いました。土壌地歴調査の報告書が3月に出ていますが、その中にまとめというのがあります。それを紹介してください。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

報告書のまとめというところがございます。「調査対象地周辺を汚染源とする土壌汚染の可能性について」ということで、本調査で判明した範囲は、調査対象地の周辺を汚染源とする土壌汚染のおそれはないと判断されたが1つ。次に、「調査対象地を汚染源とする土壌汚染の可能性について」ということで、2つございます。調査対象地を汚染源とする土壌汚染のおそれは、①土壌含有試験で土壌含有量の基準を超過する微粉炭などが埋められていたこと。②として、破損したバッテリーが破棄されていたこと。以上の2点から鉛及びその化合物による土壌汚染のおそれがあると判断された。また、廃棄物の埋められた範囲が調査対象地全体に分布しているおそれがあることから、土壌汚染のおそれの多い範囲は調査対象地全域とみなされたとなっております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

きちんとお金をかけて調査して、こういう結果が出ているわけですね。それ以外にも土壌地質調査報告書の30ページにはこのように書かれています。自動車解体物が多く含まれていた。自家用車のバッテリー（鉛蓄電池）が含まれたバッテリーは破損しており、内部液も抜け切っていた。特定有害物質による汚染のおそれを推定するその他の情報として、鉛及びその他の化合物は基準値1キログラム当たり150ミリグラムに対して1400ミリグラムと書いてあります。基準値の9.33倍ですね。鴨生地区にお住まいの皆さんの上流にあるこの市有地で鉛及びその他の化合物が基準値の9.33倍も検出されました。この事実を市は鴨生の住民の皆さんに公表していますか。

○副議長（松延隆俊）

土木建設課長。

○土木建設課長（今井 一）

調査結果につきましては、関係者、浸水被害を直接受けられております住民の方にお声かけいたしまして、説明をしているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

ぜひ不安をもっていると思います。不安は拭えませんが、それから、排出者並びに元の土地の所有者に責任を問うて、県並び捜査機関に調査を求めるのが当然だと思いますが、いかがですか、答弁を求めます。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

6月の議会等でも申しましたとおり、地歴調査の中で、年代的には昭和50年前後ぐらいの航空写真を見ますと、その中で造成がある程度ため池とかいうのも造成がされている状況だというふうには考えられますので、専門の業者の方に地歴調査も行っていただいた中で、特定できる要素がございませんでしたので、その部分についてはなかなか難しい部分があるのかなというふうには思っております。

○副議長（松延隆俊）

8番 宮嶋つや子議員にお知らせします。発言時間が3分を切っておりますので、よろしくお願いたします。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

契約の中で、特記事項をつくってなかったということですが、排出者の責任、元の土地の所有者の責任というのを問うことができるそうです。それで、ぜひこのことをやっていただきたい。今部長が言いわけをされましたけど、どのくらい都市建設部のほうでこの調査書をもって、見て、原因とかそういうのがわかるのかどうかというのは、甚だ疑問です。だから私は第三者を交えた委員会をつくって、そういう専門の方を入れて、この報告書1ページ1ページをきちんと読み解いて、調査したらどうですかということを申し上げているわけです。ぜひ検討していただきたいと思います。本当に飯塚市としてきちんと解明していただきたいというのがあります。

第1に、地元住民の皆さんが平成19年と21年に提出した要望書にはなかった、要望書には調整池とは書いてないんですね。これが平成22年度の飯塚市の防災対策基本計画に規模まで示して盛り込まれた過程が不透明であります。第2に、地下から自動車解体物を初めとした撤去すれば8億円もかかると市が判断した大量の瓦れきがたっぷり埋まった土地を、市が売買契約での締結に当たり、問題があれば契約を解除するなどの特記事項を書き込まない、無責任なことを行っていますが、これをきちんと、誰の責任でこうなったのかというのを示していただきたい。第3に、今回調整池づくりに当たり必要な土壤汚染対策法に基づく手続を行わなかった本当の理由と誰の責任であるかが不透明です。これまでの答弁を聞くだけでも、3つの深刻な不透明さが浮かんできました。市は事実を究明し、責任を明らかにすべきと考えます。市の見解を伺います。きちんとした答弁をお願いします。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

今回の事案につきましては、先ほど申されました契約上の問題等々につきましても、今後関係課とも協議を行いながらしていきたいというふうに思っております。それと、土壤汚染対策法に基づく調査等につきましては、当然事業課といたしまして、ほかの事案等も今後想定されますので、

その部分につきましてははっきり、3千平米だけというふうにこだわらず、その地で、過去にどういうふうな地歴等々があったのかという部分につきましては、今後しっかりとしていきたいというふうに思っております。

○副議長（松延隆俊）

副市長。

○副市長（田中秀哲）

前回、私が調査は必要ないと言いましたけども、ざっくばらんにかいつまんで申しますと、嘉麻市のほうから、2回の浸水対策をという要望を受けて、御存じのとおり、あの場所は行政区が飯塚と嘉麻市さんとのほうで、本来そこそこの自治体の浸水対策は、その担当自治体が行うのが大原則です。ところが嘉麻市さんの場合は、現場を見てもらったらわかると思いますが、ある一定の水路改修等はなされているようですけども、境界上の所にそんなに土地がない。有効な手立てがないということで、飯塚市も、先ほど調整池ありきというような言い方されましたけれども、技術的に見てそれにかわるような案がどういふのか私は甚だ疑問に思っております。ですから、飯塚市としては嘉麻市さんの要望を受けて、それはやはり飯塚市として同じ行政体ですから、地域住民の方の生命財産を預かっている立場からいったら、やはり協力をできるだけしなければならんだらうという判断のもとで浸水計画、これを22年度につくった中に、あそこの調整池を入れてスタートしたわけですけども、ただ、前回から申しておりますように、また今言われるように、地歴調査あるいはその契約時の財産を取得するときに瑕疵担保条件等々を入れていなかったということは、今後の研究課題であるし、大きなリスク管理上必要なことではないかというふうに思っております。

ただ、今回の浸水対策でいろんな不備な点、反省する所は大いにありますけど、決して悪意とか不正があったということでのスタートではないということは、これはもう十分に理解していただかなければならないというふうに思っておりますし、今後とも、確かに一定の多額の経費を要したと、これがある程度費用対効果を考えますと、非常に市民の方にご迷惑をおかけしたということは、前回も私が陳謝いたしましたけども、今後こういうことは、二度と起こらないようにすることが、今現在の行政の責任だというふうに思っておりますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時15分 再開

○副議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。10番 永末雄大議員に発言を許します。10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。今回は、教育のあり方についてという部分と行財政改革の2点について質問させていただきます。

まず1点目の新しい時代の飯塚市の教育のあり方についてということで通告をさせてもらっております。大きなタイトルをつけておりますけども、あまり細かい事務事業の中身じゃなくて、大きな教育の方向性について確認をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、私の過去の一般質問の中でも、何度もお話のほうさせていただいておりますけども、現在、我が国日本が置かれておる状況としまして、人口減少、少子高齢という社会状況がございます。その中で今後いかにして本市の活力、財政力というのを保っていくかということを実際に考

えていかねばならないと思っておりますなど申し上げておりますけれども、やはりポイントとして、若い世代をいかに引き付けていくか、魅力を感じてもらおうかということが大きなポイントだというふうに考えております。そして、その若い世代が重視することとしまして、子育て環境の充実とともに、やはり真っ先に教育レベルというのを重視しているというふうな意見を聞きます。

そこで、まず確認したいんですけれども、合併後の本市における教育への投資についてでございます。本市では合併後、教育に関しましてはかなり大きな投資を行ってきているというふうに認識いたしております。例えば、給食につきましてはセンター方式から自校式に切り替わりましたし、校舎につきましても大規模改修などを行ってきております。中でも、この小中一貫校を4校、新規に建設するという事は、他の自治体に類を見ないほどインパクトのある取り組みだというふうに聞いております。この新規に建設されました、または現在されている小中一貫校4校のそれぞれの現時点における投資額について、把握している数字のほうをお示してください。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

今ご紹介ありました4校、颯田、穂波、幸袋、鎮西の各中学校区における一貫校建設費、これにつきましては、条件をそろえるために設計委託料や土地の買収、造成費、それから公民館等を除き、一貫校の建築費のみで比較をさせていただきます。颯田中学校区が25億3924万4千円、穂波東中学校区が50億7909万7千円、幸袋中学校区が52億9215万6千円、鎮西中学校区が58億5124万8千円で、合わせますと187億6174万5千円となります。

○副議長（松延隆俊）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

今答弁のほうをいただきましたけれども、実際に建設のほうが進んで、今現時点、運営されている分としまして颯田校のほうがあるかと思えます。ほかの3校のほうは今現在建設が進んでおるわけですが、実際、教育委員会としまして、この現時点で進んでいる颯田校の小中一貫教育につきまして、十分な成果が得られているというふうに考えられておりますでしょうか。検証のほうされておりましたら、お示してください。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

颯田校についてのご質問でございますけれども、平成24年度開校いたしまして、現在までの推移を見ておますと、小中ともに成績の向上が見られるということが一点言えるかと思えます。それから、当初目論んでおりました一貫教育の成果という点につきましても、小学校、中学校相互交流の成果だと思えます。特に私どもがアピールをしております中一ギャップの解消ということでも大きな成果が見られているというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

十分な成果を得ているというふうな検証しているというふうな答弁だったと思うんですけれども、先ほどいただきました187億円という小中一貫校の建設金額でございますけれども、たしか答弁のほうで設計の委託料、土地の買収、造成費等が含まれていなかったかと思えます。こういった部分ですとか、先ほど申し上げた大規模改修、自校式の給食施設についても含めていきますと、この本市における合併後の教育に対する投資というのは、本当に財政規模からしても大きな金額になっているんじゃないかと思えます。そして、その効果だけではないでしょうけれども、何度も報告のほうで教育レベルのほうも、今もありましたけれども確実に向上しているんだというふ

うな報告受けておりますけども、この点、飯塚市全域含めまして再確認させてください。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ご指摘のとおりでございます。教育力の向上ということにつきましては、まず一貫教育について申し上げますと、平成23年度から市内全学校におきまして取り組みを始めております。施設一体型の一貫校ということでは、現在のところ潁田1校のみでございますが、そのほかのところは今連携型による一貫教育を実施しております。また来年度以降につきましては、先ほどご紹介いたしました潁田以外の残り3校も施設一体型としての活動を開始するわけでございますが、何度もご紹介しておりますように、全国平均を上回るというような成果も出てきております。これにつきましては、一点ありますのが、私どもが何度もご説明しておりますMIMあるいは徹底反復学習、協調学習、そして先ほどもご紹介した一貫教育の実施ということもございまして、もう一つあるのはやはり学力テスト、これを毎年予算をつけていただいて実施ができていて、全学年。これは全国規模の分をやっていますけれど、文科省のほうが、学年も限られます。そういうものではなくて全体のデータを把握し、学校現場のほうがどこに問題があるのかとかいうことを的確に把握し、その改善に向けての対策を取っている。こういうことが大きいのではないかとこのように考えております。

○副議長（松延隆俊）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

今確認をさせてもらいましたけども、それぞれしっかりとした教育に対する投資を行い、そしてその効果プラスして常々毎年度行っておられる教育、継続して行っておられる教育、ソフト的な部分も含めて、そういったのが総合的に機能して、しっかりとした結果が出ているというふうなことかと思えます。決して、結果が出ているのか、出ていないのかという部分を疑っているわけではないんですけども、やはりその部分、確認しておくのが重要かと思っております。また、私の今回の質問のほうで確認をさせていただきたいのが、今言われましたような、そういった教育に対する投資、教育に対する取り組みというのをしっかりと行っておるといのはわかるんですが、一点、私を感じますのはやはり、そのことが飯塚市長は教育をしっかり頑張っているんですよというふうなイメージ、教育に対するイメージというのが、現実とイメージというのに対してまだまだ大きな隔たりがあるんじゃないかなというふうに感じておりますし、実際にそういった意見を聞きます。まだ飯塚市、教育はどうなんだというふうな意見をいう方もやはりいらっしゃいますので、その点につきまして、この飯塚市の教育という部分について、今後、イメージ的にどのような取り組みを行っていくかとされておりますでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

なかなか教育委員会としては少し答えにくい部分もございまして、イメージアップにどう取り組むか、これは結果論でありまして、私どもが学力向上に向け、あるいは学校運営をよりよくしていくために努力した結果がそのようなイメージを生むのではないかとこのように思っていますので、誤解のないように答弁をしたいとは思いますが、出てきた成果につきましては積極的に発信をし、本市教育のイメージアップに取り組むことは大切なことだというふうに考えます。現在のそういうふうな情報発信の状況についてご説明をいたしますと、現在、市内各小中学校におけるさまざまな教育活動の成果につきましては、学校だより等を通じて保護者や地域の皆様にお知らせをしております。また本市教育委員会として、本市教育活動の成果や方向性などを記載したリーフレットを作成し、これを通して広く市民の皆様へ広報するよう取り組んでおります。このリー

フレットは飯塚市が目指す教育というタイトルで、これまでに6号を発行しております。また、このリーフレットにつきましては、飯塚市のホームページにおいても公表しております。教育のイメージアップは移住定住促進において重要な要素でありますことから、今後もこのような本市教育のイメージアップというふうな方向に向け、出てきた結果については広報活動を続けていきたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

今もしっかりと行っていますというふうな趣旨として、そういった答弁だったかと思うんですけども、私としましては、やはりもっと伝えるということに力を入れていくべきだというふうに思います。例えば、先ほど答弁のほうで保護者とか地域のほうに対して伝えていってるんですよというふうなことだったかと思うんですけども、やはり先ほど、私が常々申し上げるように、やはり若い方に対する働きかけという部分で、子育て等含めてやはり教育をどうやってるのかという部分はすごく大きな部分だと思いますので、その部分、教育委員会が取り組むべきなのかそうじゃないのかというのは、先ほど部長のほうからも少し話がありましたけども、やはり私としましてはそういった部分、市長部局、教育委員会の垣根を越えてしっかりと定住化促進のために一つになってやっていくべきじゃないかと思うんですけども、この部分、市長部局のほうとして、ぜひ教育も頑張っているんだよというところを飯塚市のイメージアップといいますか、そういうイメージづくりの部分についてしっかり意識して行っていただきたいと思うんですけども、この部分について答弁いただけますか。

○副議長（松延隆俊）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

力を入れているということですけども、昨年策定いたしております総合戦略、この中でも一般的に国の4本柱というのが雇用、地方への流れ、出産・子育て、地域づくりという4本が一般的で、金太郎あめというような表現がされておりますけども、どこの自治体でもその4本を基本にされてあります。本市の場合は4本の中に教育というのを1本入れております。たしかに市長が常々申しておりますとおり、子育て、教育というのが、定住の一つの大きな要因でございますので、こここのところに力を入れるという組み立ての中で戦略を立てております。言われますように、表に出し方というのは今後いろいろ検討の余地があるかと思えますけれども、今質問議員言われてるのはアピールという話だったと思います。そういうところを研究しながら成果をまず出していただいて、表に出していきたいというふうに思っております。

○副議長（松延隆俊）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

市民の側からすると、そこがどこが担当しているのかというのはあまり大きな影響はなくて、やはり一つ大きな飯塚市の行政として、定住化促進するために、そのためだけじゃないですけども、しっかりと子どもの未来を見据えて教育を行っていただきたいというふうに思います。新しい時代を生き抜くための教育についてということで、少し聞かせていただきますけども、昨今の世の中、世界の動き見ますと本当に変化が激しいというふうに感じています。背景には、やはりインターネットによる破壊的なイノベーションでありますとか、冷戦の終結による国際的なパワーバランスの変化、BRICSなどに代表される途上国の台頭による世界の多極化などさまざまな要因が考えられるかと思えます。こういった中、日本や日本企業の世界における立場や影響力というのも大きく変化しております、そのことは個人の生き方にまで大きく影響しておるものと思います。今までは安定した日本社会の中で決められた勉強をしてよりよい大学を目指し、

そして大きな企業に就職するという事は、一つの日本における成功の形というふうにされておったかと思えます。ゴールがそこに設定されておりますんで、自然と教育についても偏差値重視の詰め込み型の教育というのがなされてきたんじゃないかなというふうに理解しております。

しかし、その前提条件自体が大きく変わっておりますんで、やはりあるべき教育の姿というのでも大きく見直される必要があると思えます。これからの時代、個人として生きていくにせよ、組織人として生きていくにせよ、備えておくべきスキルや求められる能力というのが大きく変化しております。そこで、このような時代背景、先ほど申し上げましたような時代背景に向き合ったときに、飯塚市教育委員会として本市の児童生徒に対してどういった教育を提供していこうというふうに考えておるのか、その大きな方向性で構いませんのでお示しください。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ただいまのご質問でございますが、本市教育委員会といたしましても、未来を見据え、国際化や情報化が加速的に進み、変化が激しい現代社会においてもたくましく生きることができる力を養うための教育を提供していこうというふうに考えております。具体的には、未来の社会を生き抜くために必要とされるコミュニケーション能力、コラボレーション能力、イノベーション能力の育成を義務教育9年間を通して育成をしております。そのためには、多層指導モデルMIM、徹底反復学習を通して基礎的な学力を習得するとともに、協調学習により活用力を鍛えていくことで、21世紀型学力と言われる基礎力、思考力、実践力の育成を図ります。このほかにも、オンライン英会話やICT教育を通しまして、未来社会において必要とされるスキルの育成も図っております。あわせて人権教育、特別支援教育、小中一貫教育、生徒指導、体育教育等の充実を図り、学力向上、豊かな人間性の育成、体力の向上をバランスよく育成しております。

以上のことにつきましては、先ほどご説明させていただきました飯塚市が目指す教育ナンバー6におきまして、飯塚市の教育施策としてその要点を構造的にお示しをさせていただいております。

○副議長（松延隆俊）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

本当にその方向性というのは、私は間違っていないんじゃないかなというふうには思っております。ただ、なかなか総論ではよくても、いざ実際にそれぞれの児童生徒に向き合ったときに、そういったことがしっかりやれるかという部分というのは、やはり指導していく側、教育委員会の側としても大きな変化といいますか、努力が必要になってくるんじゃないかと思えます。そこで1点、教育長のほうによかったらお聞きしたいんですけど、たしかこの前、福岡ソフトウェアセンターのほうでプログラミング向けの講座というのをやっていると思います。7月23日と30日に行っているかと思えます。ソフトウェアセンターの関係者の方にちょっとお話を聞いたときに、この講座はすごく評判がよかったです、かなり申し込みも多くて、受講後の評判もよかったですと聞いておるんですけど、この中でかなり特徴的な生徒、児童さんがいらっしまったみたいで、かなりそのプログラミングの技術が長けていて、父兄の方は逆にそのことで、少しプログラミングばかりするんで心配しているんですよ、みたいな感想があったそうなんですけど、例えばそういった子どもが実際にいたときに教育長としては、その子どもをどういうふうに伸ばしていこうというふうに考えられますか。

○副議長（松延隆俊）

教育長。

○教育長（片峯 誠）

今お尋ねがありましたプログラミング教育につきまして、私もうれしい報告を受けました。そ

の子の興味の示し方、そしてその子のこれからの可能性についても3人でしたが、楽しい時間を持たせていただきました。可能性をすごく感じるし、そういう子どもの個性も大事にしたいという意味でございます。おそらくお尋ねの趣旨は基礎、基本の学力や体力や社会力を子どもたちが身につけるとともに、これから大きく変わるであろうAIの進化や産業ロボットの進展等で働き方や職業もまた変わると思います。そんなときにも活躍したり、もしくは職業を選択する確かな幅を持っている人間を飯塚市の中で責任を持って育成したいと思いますし、おそらく質問者は、最終的にそれらの力を身につけても、自分が何をしたいのか、スポーツが得意な子もいますし、音楽が得意な子もいますし、今のようにITについて非常に特性を持った子どももいますので、それらの子どもたちのよさを率直に受けとめることができる私どもや学校の教員でありたいと思いますし、またそういう目覚めや、そういう子どもたちに次のチャンスを与えられるような学校教育や社会教育のあり方をこの飯塚市で実現したいと思っています。

○副議長（松延隆俊）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

ありがとうございます。もう、ちょっと今で終わるのが一番形がいいんでしょうけど、もう少し通告してますんで続けさせていただきます。今答弁がありましたように、やはりそういった特徴のある子どもに出会ったときに、やっぱりその部分をしっかり引き上げてやるのかですね、もしくは今までみたいな形でほかの子と一緒に勉強を頑張りましょうよというふうな形になっていくのかというのは、またすごく判断が難しい部分あるかと思うんですけど、重要な部分でもあると思います。今後の義務教育の大きな役割としまして、やはり多様な価値観、多くの選択肢、幅広い可能性を提示してやるということが非常に大きな義務教育の役割になっていくんじゃないかというふうに考えております。今までのように大学への進学によって進学を希望する子どももやはり一定数いる一方で、それ以外の方法で、先ほど答弁がありましたけども、スポーツ頑張りたとか、音楽頑張りたとか、芸術でやっていきたいとか、または昨今の人気のある漫画とかアニメとかゲームとか、そういったクリエイティブな要素が求められる職業を目指していきたい、もしくは農業やってみたいとか、伝統文化をしっかりと引き継いでいきたいというふうな、今まで以上にいろんな選択肢を持つ子どもが出てくるんじゃないかというふうに思っています。そういったときに、できるだけ多くの本物に触れて話を聞いて、そういった実体験の機会を充実させていくということが、子どもたちにも将来像が明確になってビジョンを持ちやすいというふうに思うんですが、この点につきまして教育委員会としてどう考えますか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

学校における体験活動の取り組みというふうにつけてご答弁をさせていただきますが、学習指導要領におきまして、小学校、中学校ともに体験活動の重要性が示されており、自然体験やボランティアなどの社会体験、ものづくり、生産活動などのさまざまな体験活動が積極的に取り組まれております。このような活動を通して、児童生徒は豊かな人間性や、みずから学び、みずから考える力などの生きる力の基盤を育むとともに、体験活動を通してさまざまなヒト、モノ、コトに直接触れ、そこからみずからの可能性や将来の夢や目標を見出すなどの多様な成長の糧を得ることができます。体験活動の具体例といたしましては、本市の小学校においては、米づくり、野菜づくりなどの自然体験、リサイクル活動等の環境教育、高齢者・乳幼児との触れ合い等の福祉体験などがございます。また、中学校では職場体験、野菜づくり、花づくりなどの自然体験、保育体験などがございます。このほかには小中学校ともに、学校の教員ではなく、さまざまな特技や専門性を持った方をゲストティーチャーとして招き、直接指導を受けるような学習も広く実施をしております。今後も児童生徒の幅広い価値観、選択肢、可能性の育成に向け、体験活動を推

進してまいりたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

この質問、最後にさせていただきます。今答弁がありましたように、やはり国の指導に従って、学習指導要領に従うというのは当然組織ですので必要なことだと思うんですけども、やはり、これからしっかりと意識されていると思うんですけど、意識していただきたいのは、国からの指示を待つのではなく、やはり飯塚市としていかに世界で活躍できる人材を育てるのかということ、真剣に考えていただきたいなと思います。そしてそのために、実際に世界で活躍されているさまざまな職業の方、例えば、孫さんのようなIT企業家とか、世界で売れて漫画を描いている方とか、ゲームクリエイターの方とか、そういった通常飯塚にいて生活しては会えないような方々というのを積極的に、機会があれば招いていただいて、児童生徒の方とそういった世界レベルのものに直接触れ合える機会というのを設けていってほしいなというふうに思います。この部分は要望とさせていただきます。

2点目の質問、行財政改革への取り組みについて質問させていただきます。まず、本市財政見通しと現状の比較について聞かせていただきます。平成27年発表の本市財政見通しによりますと、平成27年度は全体として実質収支が11億5千万円の赤字になり、財政調整基金等の残高が約14.6億円、市債年度末残高が約72.4億円と予想されておりましたけども、これ現状をどのように推移しておりますか。

○副議長（松延隆俊）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

平成27年12月に報告をいたしました財政見通しと平成27年度決算の比較をいたしますと、実質収支は財政見通しでは11億5千万円の赤字を見込んでおりましたが、決算では14億円の黒字となっております。財政調整基金及び減債基金の年度末残高は、財政見通しでは約14.6億2千万円を見込んでおりましたが、決算では約15.4億1千万円で約7億9千万円の増、また市債の年度末残高は、財政見通しでは約72.4億2千万円を見込んでおりましたが、決算では約67.0億2千万円で約5.4億円の減となっております。

○副議長（松延隆俊）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

ただいまの答弁ですと、財政見通しの数字と決算の数字では実質収支で25億5千万円ぐらいの増ですね。財政調整基金等も約8億円ふえている。一方で市債は約5.4億円減っているというふうなことなんですけど、このような見通しと決算における差が生じている主な理由、把握しておりましたらお示してください。

○副議長（松延隆俊）

財務部長

○財務部長（高木宏之）

実質収支の決算額が財政見通しよりも増になった主な理由といたしましては、小中学校整備、浸水対策、その他の公共施設整備の事業費における執行残が考えられます。基金及び市債の年度末残高につきましてもその影響が出ておりますが、市債の年度末残高が減となっておりますのは、事業が次年度に繰り越されたことにより、新規借入れが繰り越されたことも大きく影響をいたしております。

○副議長（松延隆俊）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

当初計画より事業がおくれておることによる見通しとの差が生じているということだと思っておりますが、これはつまり、今は数字が改善しているように見えるけども、いずれやはり見通しで示されてるような実質収支、基金、市債の状況がいずれはやってくるというふうなことかと思えます。ということであれば、依然として行財政改革はしっかりと行っていかねばならない状況にあるということだと思います。では、具体的な行財政改革の取り組み状況について聞かせていただきます。第2次行財政改革前期実施計画は平成26年から30年にかけての5カ年間に30億円の行財政改革を行うという計画でございますけども、その計画の大きな4項目の1つである効果的で効率的な行政運営の推進という項目の中に、ICT技術を活用した行政運営の推進という記載がございます。これは具体的には、タブレット端末の活用、本庁、支所間の連携、遠隔会議、公衆無線LAN環境整備を行っていくということが掲げられております。5カ年計画も次年度はもう4年目に入るわけですけども、この検討状況についてどうなっておるのか、一つずつ聞かせていただきます。まずタブレット端末の活用について、答弁をお願いします。

○副議長（松延隆俊）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

タブレット端末の活用についてであります。議会のペーパーレス化に伴い、執行部といたしましてもその方法について検討しております。その方法といたしましては、議会で検討されているセルラーモデルを新規に導入するのではなく、通常の業務で使いながらペーパーレス議会や庁内会議に対応できるウィンドウズ版の機種を検討しております。平成29年度に更新時期となるパソコンの一部をウィンドウズ版のタブレット端末に替え、特別職を含む課長職以上に配付して、議場や委員会室ではタブレットの部分を持参すればペーパーレス化に対応できるものというふうに考えております。新庁舎の議場、委員会室、会議室には庁内向けの無線LAN環境を備えますので、庁内の会議でもペーパーレス化が対応できるものというふうに考えております。また、このことを契機として各種の現地調査や訪問調査時の記録作成など、活用する用途はさまざま考えられますので、さらに検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

10番 永末雄大議員

○10番（永末雄大）

先日、議会におきましてもタブレットの操作についての講習が開かれました。思っていた以上に見やすく、操作性も快適だなどというふうに感じました。先ほど答弁にもありましたが、次年度は議場も新庁舎に移りますので、そのタイミングで議会、執行部、執行部は平成29年になるんですかね。タブレットが導入できれば、ICTの推進の自治体として大きなアピールになっていくと思います。それと、業務の効率化というのも当然に飛躍的に進んでいくと思いますので、この部分をしっかりと進めていただきたいと思います。

では次に、本庁、支所間の連携と遠隔会議、この2つについて答弁をお願いします。

○副議長（松延隆俊）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

本庁、支所間の連携については、ウェブ会議のソフトでありますスカイプを使って、穎田支所、筑穂支所で試験的に行ってみました。残念ながら市民の利用はございませんでした。その原因といたしましては、まだ使い慣れていないということが第一の原因だと思っております。まずは職員が遠隔会議などで利用し、使い慣れることから始めなければならないというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

ただいまの本庁、支所間の連携については、たしか年金相談の部分で使用されたというふうに聞いております。遠隔会議の部分も含めてですけども、これらについては職員の方の移動に要する時間が削減されたりとか、市民の方への回答の時間が短くなったりとか、市役所自身の意思決定のスピードが上がったりとか、かなり市役所の生産性とか、市民満足度の向上への効果ももっとも得られる部分じゃないかなというふうに考えております。ですので、この部分ちょっと答弁のほう、若干ちょっと物足りなく感じたんですけども、今後、民間企業や先進自治体の取り組みをしっかりと研究していただくことを要望したいと思います。

次、公衆無線LANの環境整備についてお願いします。

○副議長（松延隆俊）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

公衆無線LAN環境の整備について、俗に言われますWi-Fiスポットの整備であります。現在のWi-Fiスポットは旧伊藤邸、嘉穂劇場、コスモスコモンで整備されておりますが、それ以外の公共施設ではございません。民間の店舗、特にコンビニ、ホテル、大手チェーンの店舗などではWi-Fiスポットが設けられておりますし、今後のスマホやタブレットの通信速度の高速化や通信料金の価格競争などを考えますと、公共施設でのWi-Fiスポットの整備については慎重な検討が必要だというふうに現状考えております。

○副議長（松延隆俊）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

この点に関してはちょっと意見がわかるんですが、私は公共施設の全てとは言いませんけども、少なくとも地区公民館とか地区の防災拠点などの公共施設には最低限整備すべきじゃないかというふうに考えています。熊本地震なんかでも実例が示されたかと思うんですけども、やはり災害時にはネット環境が今充実しているかどうかというのが非常に重要な要素になっておるかと思えます。やはりそこに多くの方が避難するというところまで想定してネット環境の構築を図るべきだというふうに思えます。先ほどの答弁の内容からすると、慎重な検討が必要だというふうに考えますということですので、今のところはちょっと難しいのかなというふうな答弁で受け取っておるんですが、この点に関しては先ほど申し上げましたように防災の部分とかも絡んでくると思えますので、ぜひこれは再検討のほうを要望したいと思います。

次に、第2次行財政改革前期実施計画の効果的で効率的な行政運営の推進の項目に行政評価手法の一つである施策評価の導入が明記されています。この点に関しては、以前一般質問でも取り上げ、その導入を求めておりましたけども、900にも及ぶ市の事務事業に対する新たな視点を設けるといふものかと思うんですが、その導入状況についてお示してください。

○副議長（松延隆俊）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

施策評価でございます。市が行います総合計画に基づくまちづくりの進行管理を目的といたしまして、限られた行政資源を有効利活用し、効果的で効率的な行政経営を進めていくための手法として実施するものでございまして、第2次飯塚市総合計画に合わせて次年度より本格導入するように計画をいたしております。施策評価はこれまで平成26年度から試行いたしております。本年度は現在策定中の第2次の総合計画案、ここにおけます施策体系40施策立てをしておりますけれども、この40のうち20の施策につきまして試行を実施しておるところでございまして、残りの20の施策体系については、来年度の平成29年度から本格導入という形で実施を計画い

たしております。また本年度実施いたしました評価につきまして、今後行政経営に必要な選択と集中の視点に関しまして、職員意識の醸成や今後の本格導入を見据えた評価の精度向上等を目的に、これまでもご指導いただいております政策評価の専門家でございます大学の先生によります個別指導を実施することを計画いたしております。第2次飯塚市総合計画の策定後、次年度以降でございますけれども、総合計画に基づく各施策の進行管理を適切に行い、効果的、効率的な行政経営に向け、施策評価の円滑な制度導入を目指し、制度構築に取り組んでいくこととおるところでございます。

○副議長（松延隆俊）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

限られた財源の中でいかにして最大の効果を生むかということを真剣に行っていただきたいと思うんですけども、たしか計画上ではこの施策評価導入による行財政改革効果額というのは、5年間で7千万円くらいだったかと思うんですが、施策評価というのは先ほど答弁にもあったように選択と集中の視点が含まれておるかと思えます。その視点からしても、ちょっと数字的に行革効果が少な過ぎるんじゃないかなというふうに感じております。おそらく私の考えているものと、そちらのほうで想定されているものに違いがあるのかなというふうに感じるんですが、行政運営というのは企業経営とは違いますんで、選択と集中と言ってもその意味も異なるかと思うんですけど、私としてはICTをもっと存分に活用していけば、市民サービスの質を落とすことなく、もっと行革効果は出せると考えてますんで、さらなる努力を行っていただきたいということを要望いたします。

最後、歳出の適正化について聞かせていただきます。この行革の前期実施計画の中に歳出の適正化が上がっております。具体的には、社会保障、公的扶助の分野における給付適正化についてです。今後の少子高齢人口減少社会において、伸び続けている社会保障費をどうするかということは、午前中の一般質問でもありましたけども、やはりこれからの日本全体における本当に大きな課題だと思っております。国のほうにおかれましても、平成27年6月30日、経済財政運営と改革の基本方針2015が経済財政諮問会議の中での答申を経て閣議決定されております。この方針の大きな柱建ての中にも、歳出改革が上げられておまして、今後は歳出の改革に日本全体で取り組むことが重要であるというふうにされております。その際に、まずは徹底した情報開示、見える化、それと業務の簡素化、標準化、それと先進的な取り組みの普及、展開を進めるといふ国の方針が示されておるわけですけど、この方針は市の行革を進める上でも重要だと思っております。徹底した情報開示、いわゆる見える化について、市としてどのように考えておりますでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

平成25年に策定をしております第2次行政改革大綱の基本的な考え方として、市民等との協働による行政運営の推進を掲げております。市民との協働を図るには、自治会、住民団体、NPO、大学、民間企業などの団体と市が積極的に情報の共有化を図る必要があるといたしております。共有化を図るということは、行政情報を正確にわかりやすく提供することであり、国が今回の方針で示しております見える化につながると考えております。

○副議長（松延隆俊）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

既に飯塚市としては見える化を進めているんですよというふうな答弁かと思うんですけど、では具体的にこの見える化の取り組みとして取り組んでおるものがあれば紹介していただけますか。

○副議長（松延隆俊）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

見える化の代表的な例が行政評価でございます。行政評価の狙いとしたしましては、行政運営の効率化、行政活動の成果向上、職員の意識改革、予算圧縮、財政再建といった事務改善改革が挙げられますが、住民の皆さんへのアカウントビリティ、説明責任も大きな狙いがございます。現在、飯塚市で実施している事務事業評価は直接的な事業費だけでなく、それにかかる人件費までを含めた総コストで評価をしております。市の予算書では見えにくい部分も見える化し、公表をいたしております。また、現在策定しております公共施設の個別計画につきましても、年間の運営経費だけでなく、それにかかわる人件費、稼働率や劣化状況などをできるだけ見える化した上で今後の方針を定めていきたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

飯塚市の内部の業務の見える化については取り組んでおるといふような答弁ですけども、国の経済財政再生アクションプログラムでは、自治体間で1人当たりのお金の使われ方とその政策の効果を自治体や組織ごとに分析すると、類似した条件下にあっても、上手にお金を使っている自治体とそうではない自治体があるということです。そこでは、見える化からさらに一歩進んで、自治体を比較するわかりやすい化を目指すことが重要であるとされております。医療費や予算の使い方など、細かに指標を設定して、自治体間の比較をすることとなっております。たとえば、内閣府が開設しています「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」では、人口10万から15万人の106市の中で、2013年の年間の国保医療費を比較しますと、飯塚市は高いほうから数えて31番目、一方、内閣府が作成した健康指標、これは健康寿命、健康意識、受診率をもとに指標化したものですけども、これでいきますと飯塚市は93番目と低くなっております。このように、よその自治体との比較による評価をしていきますと、医療費を削減するためには本市として何に力を入れていくべきかという政策判断がしやすくなるかと思うんですけども、この歳出の適正化を図っていく上で、これらのデータを今後どのように活用していくというふうな考えがございますか。

○副議長（松延隆俊）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

現在内閣府が出しているデータは自治体が各省に報告していたものであります。個別には以前より各担当課が把握しておりますが、ただ今回のデータベースは自治体間を比較しやすくするために自治体の規模、年度別などのクロス集計が簡単にできる仕組みになっております。本市といたしましては、事務事業の優先化や課題解決につながると考えておりますので、今後積極的に活用すべきだと考えております。

○副議長（松延隆俊）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

では最後の質問をさせていただきます。経済財政再生アクションプログラムでは、地方行財政の歳出改革として民間委託等導入状況、指定管理者制度導入状況、総合窓口及び窓口業務民間委託等導入状況、自治体情報システムのクラウド化の状況、公共施設等総合管理計画の策定状況、地方公会計の整備状況なども比較できるようにしておりますけども、これらに対する取り組み状況はどうなっておりますか。また国は平成28年度からのトップランナー方式として、これらの取り組み状況を考慮して地方交付税の基準財政需要基準の算定に反映していくとしておりますけど

も、市として今後どのように取り組むつもりでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

本市では多くの業務で積極的に導入の取り組みを行っております。平成27年度現在で国が見える化で指定している17業務のうち、庁舎の清掃、受け付け、電話交換、ごみ・し尿収集、学校給食など15業務については既に民間委託を導入しております。また、民間委託を導入していない学校用務員、公用車の運転手についても、再任用や嘱託職員の非常勤職員で対応いたしております。次に、公共施設の指定管理制度の状況でございますが、市が所有する公共施設で国の17区分ごとに、指定管理制度の導入率を全国平均と比較いたしますと、導入率が高いのは体育館、プール、福祉・保健センター、図書館など11区分となっております。また、低いものとしたしましては、大規模公園、公民館、児童センターなどの6区分となっております。このほかに国が指定している業務の取り組みとしたしましては、自治体情報システムのクラウド化は平成28年度より導入しており、公共施設の総合管理計画についても平成27年度に策定をいたしております。地方公会計の整備については現在取り組んでいるところでございます。総合窓口の設置及び窓口業務の委託化についてでございますが、委託化については平成24年度より行っておりますが、総合窓口については、窓口業務の処理時間を考慮いたしまして、ワンストップサービスではなく、ワンフロアサービスで進めることといたしております。庶務事務を集約する仕組みである総務事務センターについては設置をいたしておりませんが、現在人事課と行革課で先例市の状況について調査を行っている段階でございます。

以上が、国が指定しています業務の取り組み状況でございます。全体的に見れば既に取り組んでいる業務が多く、また取り組んでいない業務についても費用対効果や市民サービスの視点で検討した結果、あえて取り組んでいない業務もございます。しかしながら、質問議員が言われますとおり、今後は地方交付税に影響してまいりますので、より一層の効果的で効率的な行政運営が必要であると考えております。

○副議長（松延隆俊）

10番 永末雄大議員にお知らせいたします。発言時間が3分を切っておりますのでよろしくお願いいたします。10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

しっかりと、今答弁がありましたけども、かなり国が指示している分に関してはしっかりとやっていますというふうな結果だったかと思えます。ただ、これからまだまだ工夫すべき部分というものもあるかと思えますので、ぜひとも取り組みのほう、しっかりとやっていただきたいと思えます。以上で終わります。

○副議長（松延隆俊）

本日は議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、明9月21日に一般質問をいたしたいと思っておりますのでご了承願います。

以上をもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時05分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	18番	明石哲也
5番	光根正宣	19番	藤浦誠一
6番	奥山亮一	20番	上野伸五
7番	川上直喜	21番	田中博文
8番	宮嶋つや子	22番	城丸秀高
9番	兼本芳雄	23番	古本俊克
10番	永末雄大	24番	道祖満
11番	守光博正	25番	平山悟
12番	田中裕二	26番	坂平末雄
13番	佐藤清和	27番	森山元昭
14番	江口徹	28番	梶原健一

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次長 許斐博史

書記 岩熊一昌

書記 山本恭平

議事調査係長 太田智広

書記 宮嶋友之

◎ 説明のため出席した者

市長 齊藤守史

副市長 田中秀哲

教育長 片峯誠

上下水道事業管理者 梶原善充

企画調整部長 森口幹男

総務部長 石田慎二

財務部長 高木宏之

経済部長 田中淳

市民環境部長 大草雅弘

こども・健康部長 森田雪

福祉部長 古川恵二

都市建設部長 菅成微

上下水道局次長 中村武敏

教育部長 瓜生守

地域連携都市政策室長 久原美保

企画調整部情報化推進担当次長 大庭章司

公営競技事業所長 井出洋史

市民環境部次長 吉原文明

都市建設部次長 鬼丸力雄

会計管理者 安永明人

土木建設課長 今井一